

令和7年度

災害に備える民生委員児童委員活動
および民児協組織体制整備に関する調査

調査報告書



公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

はじめに

近年、我が国においては、地震や豪雨、暴風雪などの自然災害が頻発・激甚化しており、地域における防災・減災の取り組みの重要性は一層高まっています。特に、避難行動に支援を要する高齢者や障がいのある方など、いわゆる「避難行動要支援者」への対応は喫緊の課題であり、地域ぐるみで支え合う体制の構築が求められています。

こうした中、民生委員児童委員は、日ごろの見守りや相談支援活動を通じて地域住民との信頼関係を築いており、災害時においてもその役割が期待されています。一方で、民生委員児童委員自身の安全確保や役割の範囲、行政や関係機関との連携のあり方などについては、地域ごとに差異があり、課題も指摘されています。

本連盟ではこれまで、「災害に備える民生委員児童委員活動」の推進に向けて、北海道民生委員児童委員災害時活動指針を定め、その普及・啓発に取り組んでまいりましたが、その実効性をさらに高めるためには、現場の実態を的確に把握し、新たな災害時活動指針の策定に反映させていくことが不可欠です。

本調査は、こうした課題を踏まえ、民生委員児童委員個々の災害への備えや避難支援への関わり、さらには民児協組織としての体制整備の状況について、全道的な実態を把握することを目的として実施いたしました。多くの関係者のご協力により得られた貴重なデータは、今後の活動指針の見直しや具体的な取り組みの検討に資するものと考えております。

本連盟といたしましては、本調査結果を広く共有し、行政をはじめ関係機関・団体との連携を一層強化しながら、地域における支え合いの力を高めていく所存です。本報告書が、各地域における防災体制の充実や、民生委員児童委員活動のさらなる推進の一助となれば幸いに存じます。

おわりに、本調査の集計分析をご担当いただいた一般社団法人ウェルビーデザインの篠原辰二理事長はじめ、ご協力を賜りました皆様に対し、心より感謝申し上げます。

令和8年3月

公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟
会長 船橋優子

目 次

令和7年度災害に備える民生委員児童委員活動 および民児協組織体制整備に関する調査 【実施概要】	4
調 査 1 令和7年度災害に備える民生委員児童委員活動に関する調査 【調査概要】 ...	7
調査1 全ての民生委員に対する調査（主任児童委員を含む）	9
はじめに.....	9
1 住民の避難行動の支援に関する事項について	10
2 民生委員自身の防災対策に関する事項について	18
まとめ 災害に備える民生委員・児童委員活動（委員個々の取組）	21
調査票【全委員対象】	22
調 査 2 令和7年度災害に備える民児協組織体制整備に関する調査 【調査概要】	25
調査2-1 単位民児協に対する調査.....	28
はじめに.....	28
1 所属区域の概況.....	30
2 地域との連携について.....	34
3 要援護者等の個人情報管理	37
4 平時における体制整備.....	41
5 災害に備える民生委員児童委員ハンドブックの活用状況.....	52
6 民生委員の災害時の基本的な活動につながる刊行物等の認知度.....	56
7 災害に備える民生委員児童委員活動についての取り組みや意見.....	60
まとめ 災害に備える民生委員児童委員協議会活動（組織の取組）	62
調査票①【単位民児協用】	63
調査2-2 市連合民児協に対する調査	67
はじめに.....	67
1 所属区域の現況.....	68
2 地域との連携について.....	70
3 要援護者等の個人情報管理	73

4 平時における体制整備.....	76
5 災害に備える民生委員児童委員ハンドブックの活用状況.....	82
6 その他.....	84
まとめ 災害に備える市連合民児協活動（広域的な取組）.....	85
調査票②【市連合民児協用】.....	86

令和7年度災害に備える民生委員児童委員活動 および民児協組織体制整備に関する調査

【実施概要】

1 調査の目的及び内容

北海道民生委員児童委員連盟では、北海道民生委員児童委員災害時活動指針（災害に備える民生委員児童委員ハンドブック）を定め、日常的な活動の延長線上に災害時の支援があるという認識で「災害に備える民児協づくり」に関する普及・啓発を行っている。

本調査は現状において災害に備える個人の関わりや取組と組織体制づくりの全道的な状況を把握し、新たな災害時活動指針の策定にあたっての基礎研究を行うことを目的とし、以下、2種類の調査を一体的に実施する。

- 調査1 災害に備える民生委員児童委員活動調査
- 調査2 災害に備える民児協組織体制整備に関する調査

2 調査対象

(1)調査1	民生委員児童委員、主任児童委員	9,950名
(2)調査2	法定単位民生委員児童委員協議会	421か所
	市連合民生委員児童委員協議会	27か所

3 調査時期等

各調査実施要領により定める

4 調査方法

各調査実施要領により定める

5 調査項目

(1)調査1

①住民の避難行動の支援に関する事項、②民生委員自身の防災対策に関する事項

(2)調査2

①所属区域の概況、②地域との連携、③要援護者等の個人情報管理、④平時における体制整備、⑤災害に備える民生委員児童委員ハンドブックの活用状況

6 報 告

本調査結果について、報告書を作成し、その成果物を次のとおり配布および公表する。

令和7年度災害に備える民生委員児童委員活動および民	各市町村民児協	1部
児協組織体制整備に関する調査ならびに令和7年度災害	各道民児連地区支部	1部
に備える民児協組織体制整備に関する調査 調査報告書	ホームページ上で公開	

7 業務委託

本調査の集計および分析、執筆については、一般社団法人ウェルビー・デザイン（札幌市厚別区）に業務を委託した。

- 分析および執筆 篠原辰二（理事長）
 〃 本田綾子（コミュニティ・デザイナー）
- 集計および分析 篠原三恵子（総務課長）
 〃 佐藤結希（コミュニティ・デザイナー）

8 その他

本調査は赤い羽根共同募金の助成金を受けて実施する。



9 本報告書を読んでいただくにあたって

(1)市域と町村域の集計方法について

本調査はいずれの調査票においても記入者を特定しない無記名調査を行った。ただし、調査票の回収にレターパックを用いたことで発送元が特定できることやレターパック内の納入物（封筒）で回答した市町村が把握できるため、市域と町村域それぞれの回答を区別して集計を行った。

(2)図表の表示および集計数値の特性について

図表にある「n=XX」の記載は、その設問に対する有効な回答数を表しており、この記載がある図表の比率にあたっては、この数値を分母として算出し、記載のない図表は合計数を分母としている。

図表では、回答項目ごとに比率を求め、小数点第2位を四捨五入している。合計については、これらを四捨五入した比率の和を記載しているため、「99.9%」や「100.1%」等の100%にならない数値が発生するほか、2つ以上の回答を合算する場合においても図表に記載の数値と報告文章に0.1%の誤差が生じる場合がある。

(3)分析について

一部の報告においては、本調査結果と過去に道民児連や国が実施している調査結果を踏まえた分析を行った。

報告書に記載の数値はあくまでも本調査に協力をいただいた民生委員・児童委員や民生委員協議会、市連合民児協であるほか、経年での変化も生じることから単純に過去の調査との比較はできないため、本報告書に記載されている過去の調査との比較についてはあくまでも参考数値として記載している。

調査 1

令和7年度災害に備える民生委員児童委員活動に関する調査 【調査概要】

1 調査の目的及び内容

北海道民生委員児童委員連盟では、北海道民生委員児童委員災害時活動指針（災害に備える民生委員児童委員ハンドブック）を定め、日常的な活動の延長線上に災害時の支援があるという認識で「災害に備える民児協づくり」に関する普及・啓発を行っている。

本調査は現状において災害に備える個人の関わりや取組と組織体制づくりの全道的な状況を把握し、新たな災害時活動指針の策定にあたっての基礎研究を行うことを目的として実施する。

2 調査対象

民生委員児童委員、主任児童委員 9,950名*（全数）

*調査票配布時の現員数は9,330名

3 調査時期等

(1)調査期間 令和7年5月19日～8月19日

(2)調査時点 令和7年4月1日

4 調査方法

(1)調査票の配布 各市町村民児協に対して調査票を送付し、上記調査対象委員への配布を依頼する。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼する。

(2)調査票の回収 各市町村単位民児協に対してレターパックを同封し、単位民児協会長が所属委員の回答票を一括して本連盟に直接送付してもらう。ただし、市連合民児協においては、上記調査期間内に調査票の返送が可能である限りにおいて、調査票を回収し取りまとめて返送することは妨げない。なお、回答受付は郵送のみとする。

5 調査項目

①住民の避難行動の支援	個別避難計画へのかかわり、避難支援者（登録）状況、行政からの避難行動要支援者名簿提供状況と不同意者への対応
②民生委員自身の防災対策	食料品のローリングストック実施状況、非常持ち出し品の準備状況

6 回収率

	市	町村	全道
調査対象数	5,726	3,604	9,330*
回答数	5,159	2,113	7,272
回収率	90.1%	58.6%	77.9%

*調査実施時の委員定数は9,950名であるが、令和7年4月1日時点の現員数9,330名を母数として集計

調査1 全ての民生委員に対する調査（主任児童委員を含む）

はじめに

2011（平成23）年に発生した東日本大震災では、下肢障害のある方など「自ら避難することが困難な者」の犠牲が顕著であったことを踏まえ、国は2013（平成25）年に災害対策基本法を改正し、市町村に対する「避難行動要支援者名簿」の作成を義務化しました。

その後の災害では、避難行動要支援者名簿は作成したものの、その情報が消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の「避難支援等関係者」に共有されておらず、更には具体的な避難支援方法が定められていないことなども課題とされ、2021（令和3）年の災害対策基本法において、避難行動要支援者名簿に掲載されている住民に対する「個別避難計画の作成」が市町村の努力義務とされました。

また、避難行動要支援者名簿を作成しているものの、避難行動要支援者名簿に掲載が漏れている住民の存在が課題となり、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治会等の地縁組織、地区社協、民生委員や児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携により避難行動要支援者を把握することが重視されました。

民生委員は日ごろの活動において把握している「避難行動要支援者」となり得る住民の情報を行政に知らせることや、住民との関係性を踏まえ「個別避難計画」を作成する際の支援を行う役割を求められる場合があります。また、避難行動要支援者名簿の提供を受け、日頃から名簿に登載されている住民との関係構築に努めることも期待されています。

ただし、民生委員に期待される役割や災害時あるいは災害が発生するおそれのある段階における具体的な支援の方法については、災害対策基本法に基づき市町村が作成する「地域防災計画」や同計画に基づき作成される実施要項等に規定されるため、各自治体において様々です。

本調査（調査1 民生委員児童委員、主任児童委員【全委員対象調査】）においては、数量的な集計結果に加え、災害対策基本法（以下「災対法」という。）や国が定める「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改訂・令和7年6月更新）」（以下「取組指針」という。）、法や取組指針に基づく2025（令和7）年4月1日現在の市町村ごとの取組状況がわかる「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果（令和7年6月20日内閣府・防災庁発表）」（以下「取組調査」という。）に記載される内容等を踏まえ、解説を加えて報告します。

回答者

本調査は、34市より5,159名、123町村より2,113名、合計157市町村7,272名の民生委員・児童委員の皆さまにご協力をいただきました。

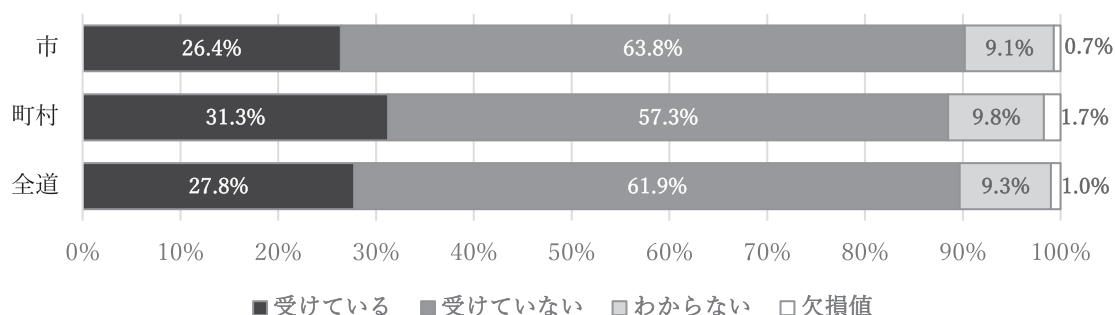
1 住民の避難行動の支援に関する事項について

1) 避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、行政から対象世帯の調査等の協力依頼

表1-1-1 行政からの協力依頼（対象世帯の調査等）の有無（n=7,272）

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 依頼を受けている	1,361	26.4%	661	31.3%	2,022	27.8%
イ. 依頼を受けていない	3,292	63.8%	1,210	57.3%	4,502	61.9%
ウ. わからない	470	9.1%	207	9.8%	677	9.3%
欠 損 値	36	0.7%	35	1.7%	71	1.0%
合 計	5,159	100.0%	2,113	100.0%	7,272	100.0%

図1-1-1 行政からの協力依頼（対象世帯の調査等）の有無



【解説】

国は、要介護度3～5の高齢者、身体障害者手帳1級・2級等を所持する身体障害者や重度以上と判定された知的障害者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと地方公共団体が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、2021（令和3）年の災対法改正法施行後からおおむね5年で個別避難計画の作成に取り組むよう市町村に通知しています。

また、個別避難計画を作成する関係者として、市内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどに関係する部署や教育委員会などの機関に加え、介護支援専門員、福祉専門職、民生委員、町内会・自治会等、自主防災組織、医療機関などを挙げ、個別避難計画の作成の取組を円滑に進めるための推進体制の整備を求めています。

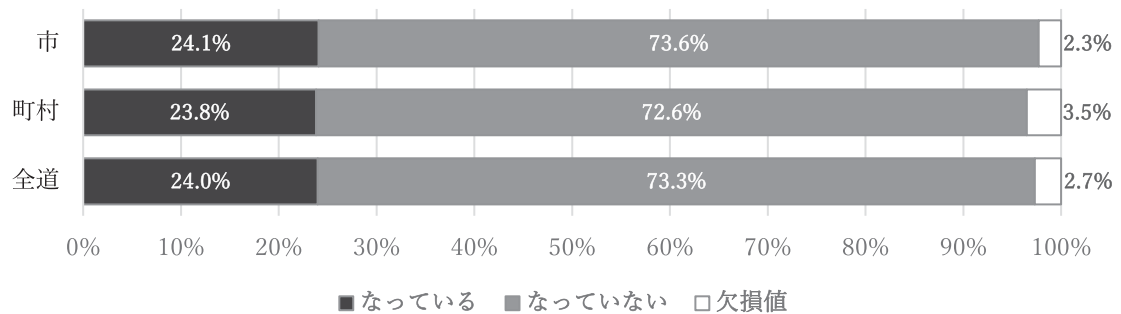
本調査では、個別避難計画の作成に関し、行政から「ア. 協力依頼を受けている」民生委員は市域で26.4%、町村域で31.3%、全道で27.8%であることがわかりました。市域ではおおむね4人に1人の委員が、町村域ではおおむね3人に1人の委員が協力依頼を受けており、市と町村域の差が見られます。

2) 「民生委員の立場」で個別避難計画に基づく避難支援者になっているか

表 1-1-2 民生委員の立場で避難支援者になっているか (n=7,272)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 避難支援者になっている	1,245	24.1%	503	23.8%	1,748	24.0%
イ. 避難支援者になっていない	3,796	73.6%	1,535	72.6%	5,331	73.3%
欠 損 値	118	2.3%	75	3.5%	193	2.7%
合 計	5,159	100.0%	2,113	100.0%	7,272	100.0%

図 1-1-2 民生委員の立場で避難支援者になっているか



【解説】

災対法第 49 条の 14 第 3 項第 1 号には、具体的な避難行動を支援する「避難支援等実施者」が規定されており、個別避難計画に氏名、住所、電話番号等の連絡先を記載することが求められています。

本調査では、災害時または災害が発生するおそれがある場合の避難支援を行う立場に民生委員がなっているかを把握したもので、「ア. 避難支援者になっている」は市域で 24.1%、町村域で 23.8%、全道で 24.0%であることがわかりました。市及び町村域では大きな差異は見られませんが、道内ではおおむね 4 人に 1 人の委員が民生委員の立場で避難支援を担っています。

全国民生委員児童委員連盟が作成した「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針改訂第 4 版（令和 5 年 5 月）」には、民生委員による避難支援中の犠牲が発生している状況を踏まえ、以下のとおり記載しています。

- 地域によっては近隣住民から避難支援者を確保することが困難な場合も少なくありません。そのため、日ごろから高齢者等と接する機会の多い民生委員が避難支援者になることを要請されるケースもみられます。しかし、民生委員は避難後、安全が確保された段階で被災者支援を担うべき立場にあります。よって危険を伴う状況下での活動は行うべきでなく、率先避難に徹することが重要であり、避難支援者になることは適当とはいえません。

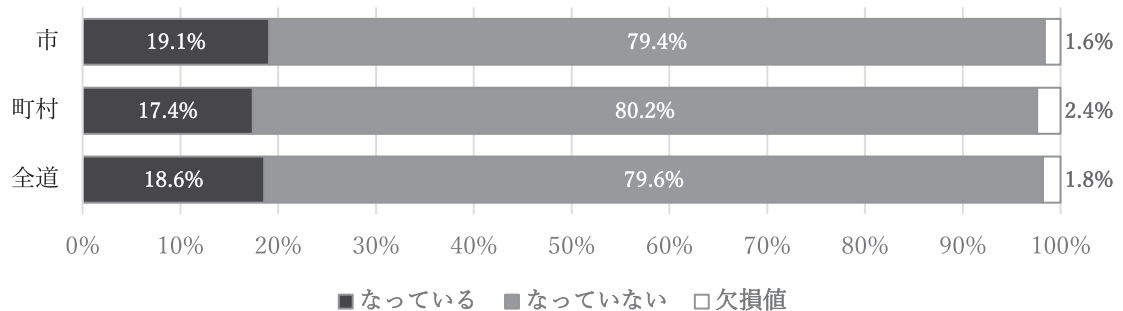
- 近年、「近助」という言葉が用いられるように、近隣住民同士の助け合い、支え合いが重視されています。避難行動要支援者についても、できる限り近隣住民を中心に避難支援者を確保することが期待されます。

3) 「民生委員以外の立場」で個別避難計画に基づく避難支援者になっている否か

表 1 - 1 - 3 民生委員以外の立場で避難支援者になっているか (n=7,272)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 避難支援者になっている	983	19.1%	367	17.4%	1,350	18.6%
イ. 避難支援者になっていない	4,095	79.4%	1,695	80.2%	5,790	79.6%
欠 損 値	81	1.6%	51	2.4%	132	1.8%
合 計	5,159	100.0%	2,113	100.0%	7,272	100.0%

図 1 - 1 - 3 民生委員以外の立場で避難支援者になっているか否か



【解説】

多くの民生委員は自治会・町内会等の地縁組織からの推薦を受け、市町村の審査会を経て民生委員に委嘱されています。民生委員以外にも地域の様々な役割や役職を持つ委員も少なくないため、本設問では、民生委員以外の立場で避難支援者になっているかを把握したものです。

本調査では、民生委員以外の立場で「ア. 避難支援を行うことになっている」と回答した委員は、市域で19.1%、町村域で17.4%、全道で18.6%で、おおむね5～6人に1人であることがわかりました。市及び町村域では大きな差異は見られず、民生委員の立場で避難支援者になっている実態よりも少ないことがわかりました。

4) 避難支援者の状況 (クロス集計)

先の設問を整理すると、①民生委員の立場でのみ避難支援者になっている場合と、②民生委員以外の立場でのみ避難支援者になっている場合、③またその両方の立場で避難支援者になっている場合や④避難支援者にはなっていない場合の4つのパターンが把握できます。

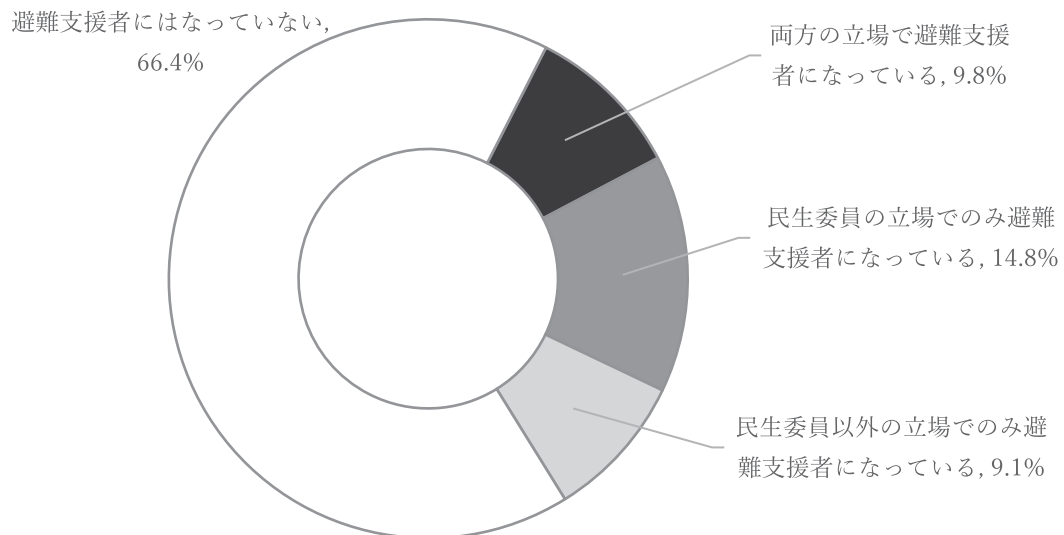
各設問における欠損値（無記載や不正回答など）を除く 7,019 件のデータを以下のとおり整理しました。

表 1-1-4 避難支援者になっているか否か (n=7,019)

		問2 民生委員の立場で避難支援者に		
		なっている	なっていない	合計
問3 民生委員以外の立場で避難支援者に	なっている	686 (9.8%)	639 (9.1%)	1,325 (18.9%)
	なっていない	1,035 (14.8%)	4,659 (66.4%)	5,694 (81.1%)
	合計	1,721 (24.5%)	5,298 (75.5%)	7,019 (100.0%)

※設問の問2と問3の欠損値のあったデータを除く 7,019 件を対象に算出

図 1-1-4 避難支援者になっているか否か



【解説】

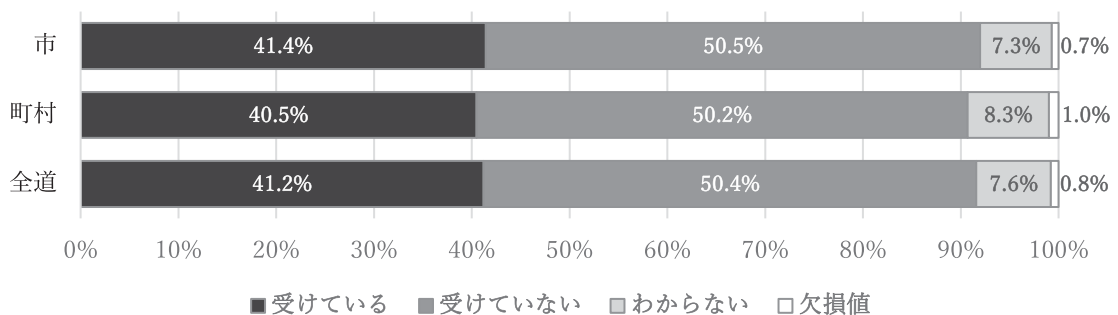
民生委員の立場でのみ避難支援者になっているのは 14.8%（おおむね 7 人に 1 人）、民生委員以外の立場でのみ避難支援者になっているのは 9.1%（おおむね 11 人に 1 人）、両方の立場で避難支援者になっているのは 9.8%（おおむね 10 人に 1 人）となっています。

5) 避難行動要支援者名簿の提供を「民生委員の立場」で受けているか否か

表 1 - 1 - 5 民生委員の立場で避難行動要支援者名簿の提供を受けているか
(n=7,272)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 提供を受けている	2,138	41.4%	856	40.5%	2,994	41.2%
イ. 提供を受けていない	2,605	50.5%	1,061	50.2%	3,666	50.4%
ウ. わからない	379	7.3%	175	8.3%	554	7.6%
欠 損 値	37	0.7%	21	1.0%	58	0.8%
合 計	5,159	100.0%	2,113	100.0%	7,272	100.0%

図 1 - 1 - 5 民生委員の立場で避難行動要支援者名簿の提供を受けているか



【解説】

災対法第 49 条の 11 第 2 項には、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者を「避難支援等関係者」として例に挙げ、市町村が定める地域防災計画においてその範囲を規定し、避難行動要支援者名簿の利用及び提供を行うことを求めています。

本調査では、民生委員の立場で避難行動要支援者名簿の「ア. 提供を受けている」のは市域で 41.4%、町村域では 40.5%、全道では 41.2%であることがわかりました。市及び町村域では大きな差異は見られず、おおむね 5 人に 2 人の委員は民生委員の立場で避難行動要支援者名簿の提供を受けています。

ただし、民生委員の担当地域に避難行動要支援者がいないことや、避難行動要支援者がいても、本人から個人情報の第三者提供の同意が得られていない場合も想定されるため、全ての民生委員が名簿の提供を受けるわけではありません。

2023（令和 5）年度に道民児連が実施した「市町村民生委員児童委員協議会等基本調査」（以下、「先行調査」という。）では、自治体等から提供を受けている個人情報提供の内容のうち、「避難行動要支援者」と答えたのは、市では 23 市 164 か所（61.9%）、町村では 62 町村 62 か所（48.1%）、全道では 226 か所（57.4%）の民児協でした。

先行調査は単位民児協を対象としており、民生委員の全数を対象とした本調査との単純な比較はできませんが、本調査の回答者を市町村ごとに集計すると31市93町村の民生委員が避難行動要支援者名簿の提供を受けていることがわかりました。

- 市域 先行調査 23市 (67.6%) → 本調査 31市 (91.2%)
※札幌市を除く34市で算出
- 町村域 先行調査 62町村 (43.1%) → 本調査 93町村 (64.6%)

なお、「取組調査」では、①地域防災計画に定めている避難支援等関係者となる者（平常時から名簿情報を提供する先）に民生委員の位置づけがない自治体は13市町村、②避難支援等関係者となる者（平時から個別避難計画情報を提供する先）に民生委員が位置付けられていない自治体が30市町村ありますが、本調査では該当する市町村のうち、一部の民生委員から「避難行動要支援者名簿の提供を受けている」実態が把握できました。

- ①地域防災計画に定めている避難支援等関係者となる者（平常時から名簿情報を提供する先）に民生委員の位置づけがない自治体

紋別市、砂川市、長万部町、京極町、神恵内村、赤井川村、占冠村、置戸町、日高町、新冠町、芽室町、更別村、標茶町（13市町村）

- ②避難支援等関係者となる者（平時から個別避難計画情報を提供する先）に民生委員が位置付けられていない自治体

室蘭市、釧路市、留萌市、芦別市、紋別市、千歳市、砂川市、登別市、恵庭市、北広島市、石狩市、長万部町、上ノ国町、奥尻町、京極町、神恵内村、積丹町、赤井川村、上砂川町、沼田町、和寒町、音威子府村、清里町、置戸町、湧別町、興部町、日高町、新冠町、芽室町、更別村（30市町村）

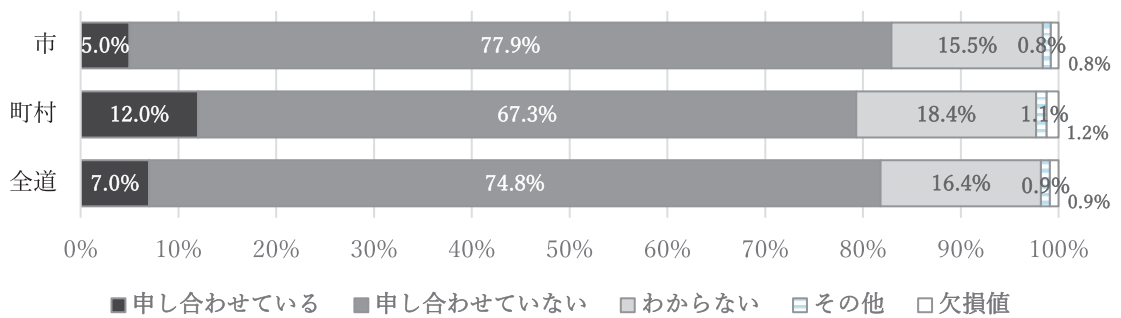
避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、「取組指針」では、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治会等の地縁組織、地区社協、民生委員や児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携が必要であると記載されています。民生委員に対する避難行動要支援者名簿の提供は対象者のヌケ・モレを防ぐためにも重要であると認識されています。

6) 災害時における不同意者への対応について、行政と申し合わせをしているか否か

表1-1-6 不同意者の対応に関する行政との申し合わせ状況 (n=7,272)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 申し合わせしている	258	5.0%	253	12.0%	511	7.0%
イ. 申し合わせしていない	4,020	77.9%	1,422	67.3%	5,442	74.8%
ウ. わからない	801	15.5%	389	18.4%	1,190	16.4%
エ. その他	39	0.8%	23	1.1%	62	0.9%
欠 損 値	41	0.8%	26	1.2%	67	0.9%
合 計	5,159	100.0%	2,113	100.0%	7,272	100.0%

図1-1-6 不同意者の対応に関する行政との申し合わせ状況



【解説】

災対法第49条の11第3項には、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市町村長は避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができることとされ、この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しないことが規定されています。

平時から民生委員に提供される避難行動要支援者名簿は、条例で特別な定めがないかぎり、名簿に登載されている本人から個人情報の第三者提供にかかる同意を得ることが必要とされ、「取組指針」においても「不同意者を含む名簿情報の提供」や活用について記載されています。

本調査では、避難行動要支援者名簿の第三者提供に関し、不同意となった者の情報について実態を把握したものです。「ア. 申し合わせしている」と回答したのは、市域では5.0%、町村域では12.0%、全道では7.0%でした。

市域では20人に1人の割合に対し、町村域では8人に1人となっており、市域と町村域では大きな差がありました。

参考) 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成までの流れ

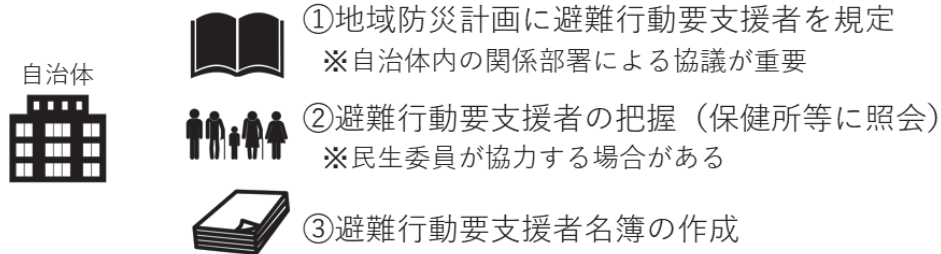
避難行動要支援者名簿の作成と個別避難計画の作成までの流れは、「取組指針（避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針）」を参考に各自治体で組み立てられます。

以下に記載の手順・流れについては、法や取組指針に基づく一般的なものですが、市町村によって取組方法が異なります。ただし、個人情報の第三者提供につながる同意の確認は条例等で別に定める場合を除き必要です。

図 1 - 1 - 7 避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成までの流れ

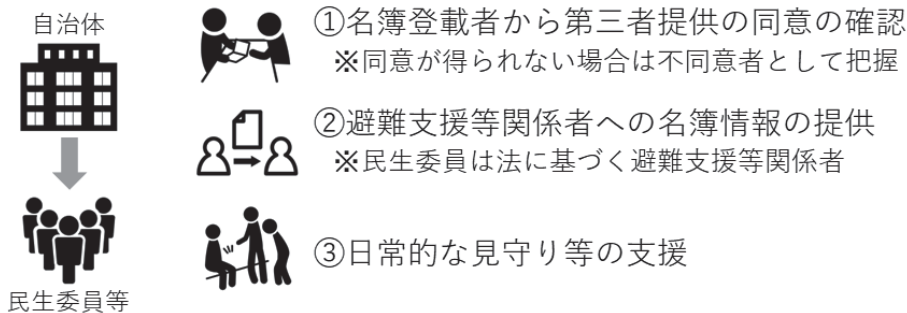
避難行動要支援者名簿の作成手順

※避難行動要支援者名簿の作成には、対象者本人の同意は不要



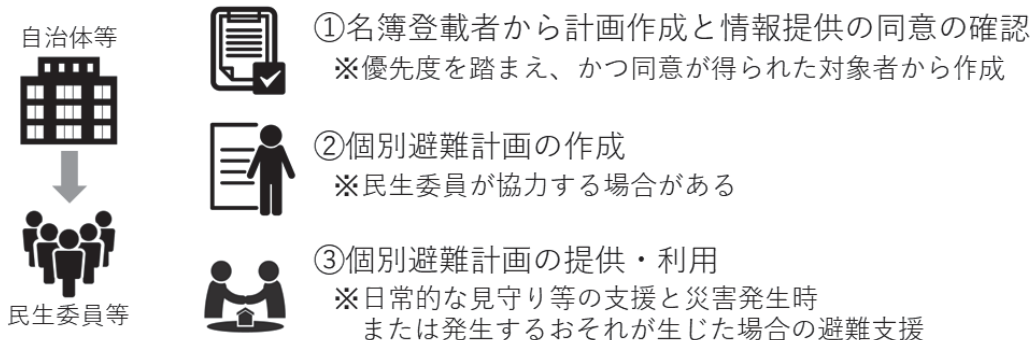
避難行動要支援者名簿の提供までの流れ

※第三者提供になるため、対象者の同意が必要



個別避難計画の作成までの流れ

※避難支援等実施者に情報を提供するため、対象者の同意が必要



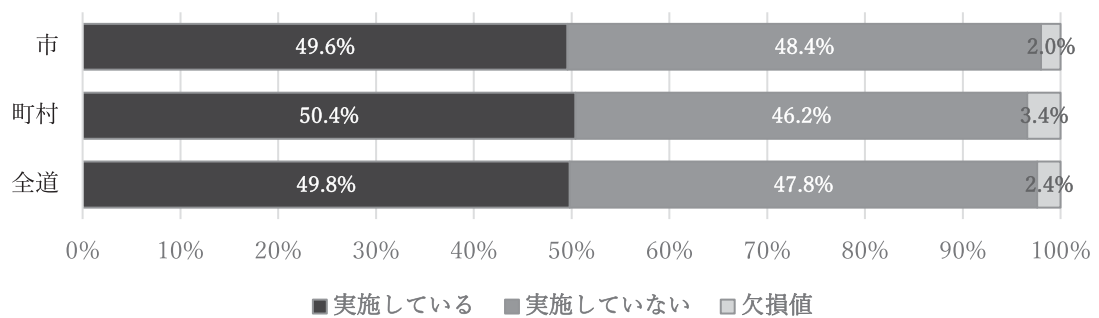
2 民生委員自身の防災対策に関する事項について

1) 災害に備え、日常生活の中でローリングストックを実施しているか否か

表1-2-1 ローリングストックの実施状況 (n=7,272)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 実施している	2,558	49.6%	1,064	50.4%	3,622	49.8%
イ. 実施していない	2,496	48.4%	977	46.2%	3,473	47.8%
欠 損 値	105	2.0%	72	3.4%	177	2.4%
合 計	5,159	100.0%	2,113	100.0%	7,272	100.0%

図1-2-1 ローリングストックの実施状況



【解説】

「先行調査」では、委員個々の防災意識の向上や家庭での防災活動について、市域では61.1%、町村域では42.6%、全道では55.1%で取り組んでいることがわかっています。

本調査では、ローリングストック（普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法）の実施状況から個々の民生委員の防災対策を把握しました。

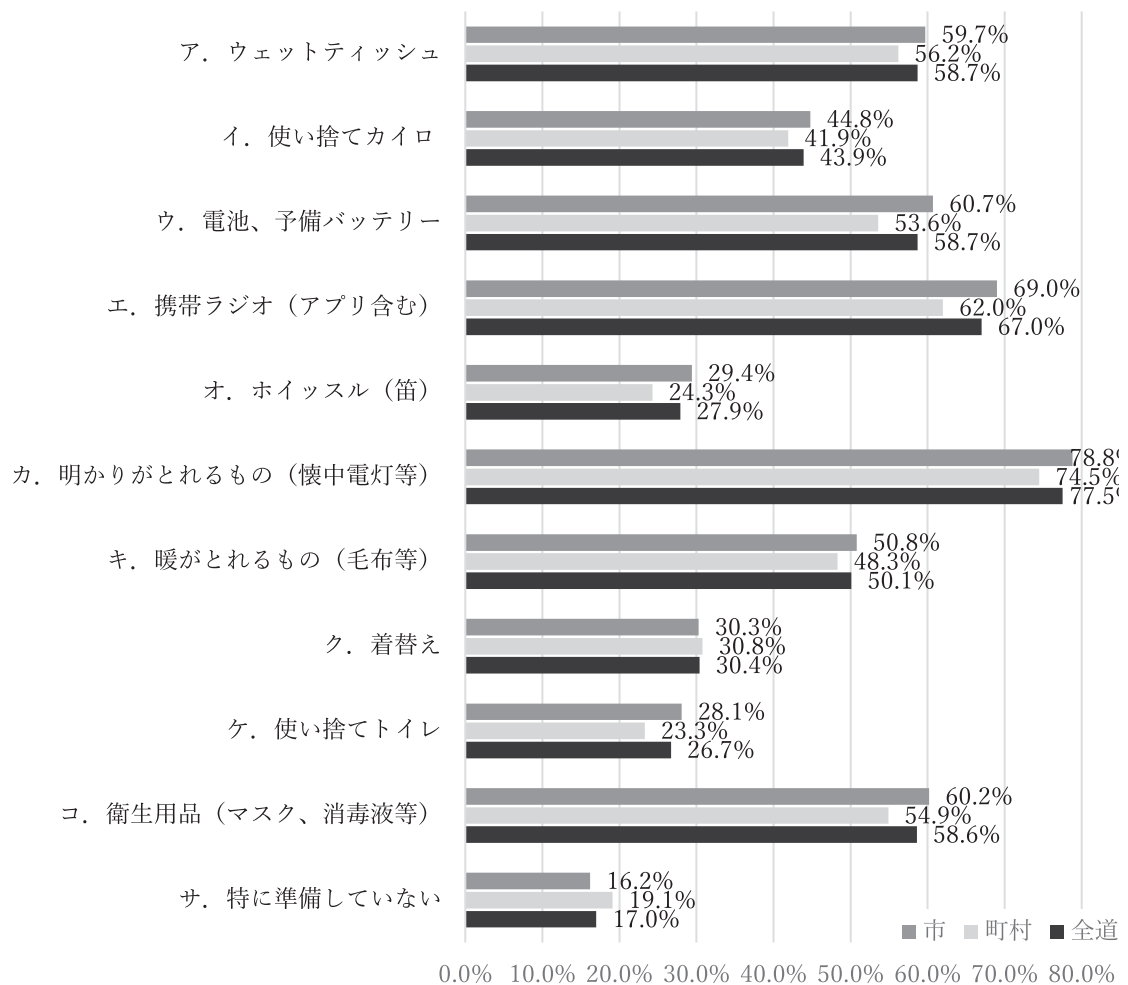
ローリングストックを「ア. 実施している」と回答したのは、市域では49.6%、町村域では50.4%、全道では49.8%であり、市域と町村域では大きな差はありませんでした。おおむね2人に1人は災害に備え食材の確保ができている状況がわかりました。

2) どの程度の「非常持ち出し品」を準備しているか【複数回答】

表1-2-2 非常持出品として準備している物品 (n=7,272)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. ウェットティッシュ	3,078	59.7%	1,188	56.2%	4,266	58.7%
イ. 使い捨てカイロ	2,309	44.8%	885	41.9%	3,194	43.9%
ウ. 電池、予備バッテリー	3,134	60.7%	1,132	53.6%	4,266	58.7%
エ. 携帯ラジオ (アプリ含む)	3,561	69.0%	1,311	62.0%	4,872	67.0%
オ. ホイッスル (笛)	1,516	29.4%	513	24.3%	2,029	27.9%
カ. 明かりがとれるもの (懐中電灯等)	4,063	78.8%	1,575	74.5%	5,638	77.5%
キ. 暖がとれるもの (毛布等)	2,619	50.8%	1,021	48.3%	3,640	50.1%
ク. 着替え	1,563	30.3%	650	30.8%	2,213	30.4%
ケ. 使い捨てトイレ	1,449	28.1%	492	23.3%	1,941	26.7%
コ. 衛生用品 (マスク、消毒液等)	3,104	60.2%	1,160	54.9%	4,264	58.6%
サ. 特に準備していない	835	16.2%	403	19.1%	1,238	17.0%

図1-2-2 非常持出品として準備している物品



【解説】

全国民生委員児童委員連盟が作成した「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針改訂第4版（令和5年5月）」には、「率先避難」という言葉が多く用いられています。

民生委員自らが率先して避難行動をとれば、その姿を見て周囲の人びともついてくる。そのことによって、結果として多くの人びとの命を救うことにつながるという考え方で、台風や豪雨災害等、避難のための時間があるにもかかわらず、多くの人は避難しようとしないう傾向があります。気象庁や市町村の情報を確認し、民生委員が率先避難することで周囲の人に避難を促すことが期待されています。

また、同指針の「災害に備える民生委員・児童委員活動10か条」では、民生委員・児童委員として災害に向き合う大原則として第1条に「自分自身と家族の安全確保を最優先に考える」と定められ率先避難に徹することとされているほか、全民児連からの通知（以下参照）においても率先避難が呼びかけられています。

令和3年8月16日
都道府県・指定都市 民生委員児童委員協議会 会長 様
全国民生委員児童委員連合会 会長
「大雨のなかでの民生委員・児童委員活動について」
<p>全民児連では、平成31年3月に「災害に備える民生委員・児童委員活動の指針」を公表し、各民児協での平時からの災害への備えを推進しているところですが、なにより大切であるのは民生委員・児童委員自身の安全の確保です。</p> <p>つきましては、(中略)「発災時には、委員ご自身やご家族の安全を優先し、率先避難を行うこと」、また「被災後の避難所等での被災者の支援活動についても、行政や関係機関と情報共有や連携を図り、コロナ禍への対応も配慮し、くれぐれも無理のない活動を行うこと」をあらためてご確認いただきますよう、市区町村民児協に周知いただくとともに、都道府県・指定都市行政とも必要な情報共有等をお願い申し上げます。</p>

本調査では、民生委員が率先避難を迅速に行うために必要となる「非常持ち出し品」の準備をどの程度実施しているのかを把握しました。

10種類の品目ごとに分析しましたが、どの品目も市域と町村域では特段の差はありませんでした。

一方、「サ.特に準備していない」と答えた委員は、市域では16.2%、町村域では19.1%、全道では17.0%であり、おおむね6人に1人の割合で非常持ち出し品の準備がされていないことがわかりました。

まとめ 災害に備える民生委員・児童委員活動（委員個々の取組）

本調査は、民生委員・児童委員の皆さまが住民の避難行動の支援にどのようなかわりをもっているのかを把握する初めての調査となり、把握できたのは以下の実態（P13 表1-1-4 参照）でした。

- ①おおむね7人に1人の民生委員が 民生委員の立場で避難支援者になっている
- ②おおむね11人に1人の民生委員が 民生委員以外の立場で避難支援者になっている
- ③おおむね10人に1人の民生委員が ①と②の両方の立場で避難支援者になっている
- ④おおむね3人に2人の民生委員が いかなる立場でも避難支援者になっていない

全国民生委員児童委員連盟では、東日本大震災やその他の災害でも民生委員活動中の犠牲が生じている実態を踏まえ、「避難支援者になることは適当ではない」というスタンスを構えています。災害時で規定されている避難支援等関係者であることは妨げられません。

民生委員児童委員が避難支援者になっているか否かも重要ではありますが、災害時に円滑かつ迅速に正しい行動がとれるよう、以下の手順を参考に自分自身の防災力を向上させましょう。

①しらべる：ハザードマップ等で担当地域の災害の危険性を調べる

例：重ねるハザードマップ^{*1}で担当地域を調べたら最大3.0mの浸水被害が発生する

②予測する：災害時にどのような状況になるのかイメージする

例：あたり一面が1階の天井まで浸水し、洪水の勢いで家が流されるかもしれない

③理解する：予想した状況を踏まえ、災害時の適切な行動を理解する

例：警戒レベル3「高齢者等避難」が発表された場合には避難する必要がある

④行動する：災害時に適切な行動がとれるように取組を開始する

例：迅速な避難行動に向け、非常持ち出し品の用意をしよう！

*1 重ねるハザードマップ：国土交通省が提供するインターネットで把握できるハザードマップ <https://disaportal.gsi.go.jp/>



また、日ごろから見守りや訪問活動を行っている世帯や地域住民の関係性を把握する「支え合いマップ」の取組は過去の災害においても奏功事例として取り上げられています。自身の担当地域の住民の情報を福祉票などで管理するだけでなく、地図に記す取組は退任後その地域を引き継ぐ新任委員への引継ぎとしても有効に作用し、切れ目のない地域の支援体制を築くことにもつながります。また、第3期北海道民生委員児童委員活動指針でも最も重視されている「共通事項」としても位置付けられているため、率先して取り組みましょう。

令和7年度災害に備える民生委員児童委員活動に関する調査 調査票【全委員対象】

北海道民生委員児童委員連盟

この調査は住民の避難行動の支援や委員個人の災害への備えについて全道的な状況を把握し、新たな災害時活動指針の策定にあたっての基礎研究を行うことを目的として実施するものです。本調査回答についてご協力をお願いいたします。

【調査票の回答方法について】

- ・本調査はご自身の状況についてお尋ねするものです。
- ・当てはまる選択肢に○をつけていただくか、該当する内容をご記入ください。
- ・回答は分かる範囲でご記入ください。不明な部分は空欄のままご提出ください。

【調査票の提出・返送】

調査票の記入が終わりまりましたら、**所属の単位民児協会長へご提出**ください。

○単位民児協会長へお願い

所属委員より回収した調査票一式を同封のレターパックにより下記へ **8月19日(火)必着**にてご返送ください。なお、レターパックには本調査票以外の書類は絶対に入れないでください。

《提出の流れ》

提出 → **各委員** → **単位民児協会長** → **業務委託先**
一括して送付 ※8月19日必着
連合民児協の場合、連合事務局が取りまとめ送付も可

回答後の提出先

〒004-0022 札幌市厚別区厚別南2丁目7-28
 一般社団法人ウエルビーデザイン《業務委託先》

I 住民の避難行動の支援に関する事項

1. 避難行動要支援者の個別避難計画（※）作成にあたって、あなたは行政から協力依頼（対象世帯の調査等）を受けていますか。

【ひとつだけに○】

※「個別避難計画」とは

災害が発生した時、あるいは発生のおそれが生じた時に、避難行動要支援者一人ひとりに対しての避難を支援することができるよう、本人の状況や避難先、避難を支援する住民などを記載したもので、災害対策基本法第49条の14に基づき、市町村の努力義務とされているものです。

ア. 協力依頼を受けている

イ. 協力依頼を受けていない

ウ. わからない

2. 本連盟が示す災害時活動指針では、発災時、民生委員は避難後に安全が確保された段階で被災支援を担う立場であるため、個別避難計画に基づく「避難支援者」（安否確認や危険を知らせ実際の避難を手助けする役割の人）になることは適当ではないという考え方を示しています。あなたは、民生委員の立場で個別避難計画に基づく“避難支援者”になっていますか。

【ひとつだけに○】

ア. 民生委員の立場で避難支援者になっている

イ. 民生委員の立場で避難支援者にはなっていない

3. あなたは、民生委員以外の立場（町内会役員など）で、個別避難計画に基づく“避難支援者”になっていますか。

【ひとつだけに○】

ア. 民生委員以外の立場で避難支援者になっている

イ. 民生委員以外の立場で避難支援者にはなっていない

調査 2

令和7年度災害に備える民児協組織体制整備に関する調査 【調査概要】

1 調査の目的及び内容

北海道民生委員児童委員連盟では、北海道民生委員児童委員災害時活動指針（災害に備える民生委員児童委員ハンドブック）を定め、日常的な活動の延長線上に災害時の支援があるという認識で「災害に備える民児協づくり」に関する普及・啓発を行っている。

本調査は現状において災害に備える組織体制整備の全道的な状況を把握し、新たな災害時活動指針の策定にあたっての基礎研究を行うことを目的として実施する。

2 調査対象

- (1)法定単位民生委員児童委員協議会 421 か所
(2)市連合民生委員児童委員協議会 27 か所

3 調査時期等

- (1)調査期間 令和7年5月19日～7月18日
(2)調査時点 令和7年4月1日

4 調査方法

- (1)調査票の配布 各市町村民児協に対して調査票を送付する。特に、市連合民児協に対しては単位民児協への調査票の配布を依頼する。
- (2)調査票の回収 返信用封筒を同封し上記調査対象民児協から本連盟に直接調査票を送付してもらう。ただし、市連合民児協について、上記調査期間内に調査票の返送が可能である限りにおいて、調査票を回収し取りまとめて返送することは妨げない。
- その他、郵送の他に電子媒体による回答受付も行う。

5 調査項目

- (1)法定単位民生委員児童委員協議会

①所属区域の概況	自治体の個別避難計画作成に対する協力状況、その他行政からの協力要請状況
②地域との連携	防災訓練等の参加状況、地区防災計画における民生委員の位置づけ、自主防災組織との連携状況

③要援護者等の個人情報管理	保管・更新方法、関係機関団体との情報共有、避難行動要支援者名簿の情報提供不同意者への対応
④平時における体制整備	(発災時) 行動原則の周知徹底、委員間の連絡方法等の確立 (発災後) 安否確認に関する申し合わせ、民児協の運営方針、行政からの要請に対する事前申し合わせ状況、社会福祉協議会との連携方針
⑤災害に備える民生委員児童委員ハンドブックの活用状況	活用状況、読み合わせの実施
⑥その他	全民児連および道民児連の取り組み等

(2)市連合民生委員児童委員協議会

①所属区域の概況	自治体の個別避難計画作成に対する協力状況、その他行政からの協力要請状況
②地域との連携	防災訓練等の参加状況、地域防災計画における民生委員の位置づけ、行政に対する周知や連携
③要援護者等の個人情報管理	所属民児協における管理方法の把握、保管・更新方法の取り扱い方法、避難行動要支援者名簿の情報提供不同意者への対応
④平時における体制整備	所属民児協における体制整備の把握 (発災時) 行動原則の周知徹底、民児協間の連絡方法の確立 (発災後) 安否確認に関する申し合わせ、民児協の運営方針、行政からの要請に対する事前申し合わせ状況、社会福祉協議会との連携方針
⑤災害に備える民生委員児童委員ハンドブック	所属民児協の活用状況の把握、ハンドブック配布状況

6 回収率

(1)法定単位民生委員児童委員協議会

	市	町村	全道
調査対象数	277	144	421
回答数	270	117	387
回収率	97.5%	81.3%	91.9%

(2)市連合民生委員児童委員協議会

	市連合
調査対象数	27
回答数	25
回収率	92.6%

調査2-1 単位民児協に対する調査

はじめに

現在実施されている、いわゆる「災害に備える民生委員・児童委員活動」は2006（平成18）年4月に全民児連が実施した、民生委員制度創設90周年事業「民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動」に起源をもちます。2004（平成16）年に相次いで発生した風水害では、避難が遅れた高齢者や障がい者などに多くの被害が集中したことをうけ、民生委員児童委員協議会等で取り組んできた日ごろの訪問活動や見守りネットワークを活かした備えを構築しようと試みた全国一斉活動でした。

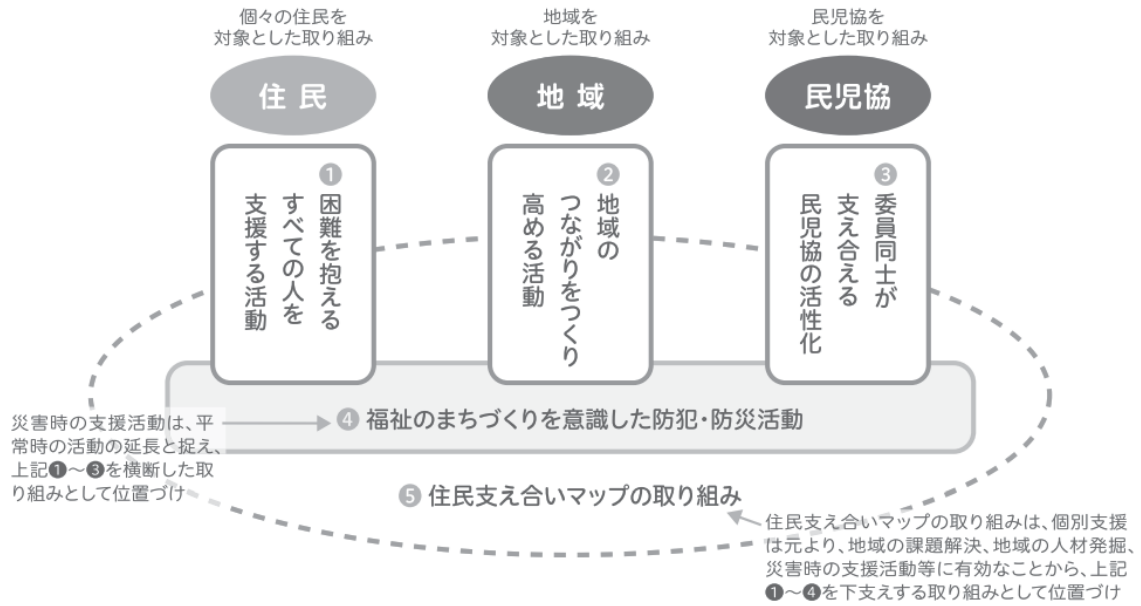
当時の民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動は、「起点」と「4つのステップ」による5つの活動が提示されており、実施期間である2007（平成19）年9月までにステップ2までを必ず取り組むことを目指していました。

起 点	自己点検：委員自らの安全確保の点検
ステップ1	組織点検：民児協における話し合いと学習
ステップ2	緊急時連絡網の整備
ステップ3	単位民児協ごとの取組：地域実践
ステップ4	各団体・組織との連携：地域全体でのネットワーク形成

この全国一斉活動は、取組期間中に発生した2007（平成19）年3月の能登半島地震や同年7月の新潟中越沖地震において民生委員・児童委員が取り組んだ「要援護者台帳」や「災害福祉マップ」が奏功事例として注目され、2010（平成22）年11月末日まで実施期間を延長して取り組まれることになりました。

一方、2011（平成23）年に発生した東日本大震災では56名の民生委員に被害が発生し、「災害時一人も見逃さない…」というスローガンが、災害時の救助活動を連想させたのではないかと教訓を踏まえ、その後「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」として再構築されたほか、その後も度重なる自然災害による法制度の改正等を踏まえ、現在では2023（令和4）年「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針改訂第4版」が最新の取組指針となっています。

北海道民児連においては2018（平成30）年の北海道胆振東部地震を踏まえ、2019年（平成31）年3月に策定した「第3次北海道民生委員児童委員活動指針」において、重点活動の一つに「福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動」を掲げ、災害時要援護者台帳等の作成や地域住民と協働した互助の取組、災害に備える民児協の内部体制づくりを推進してきました（下図参照）。また、北海道特有の自然災害や災害支援に関する体制を踏まえた「【北海道版】災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」を作成し道内の全委員への配布とウェブサイトでの公表を行ってきました。



本調査（調査2-1 法定単位民生委員児童委員協議会）においては、調査1（民生委員児童委員、主任児童委員【全委員対象調査】）と同様に、数量的な集計結果に加え、避難行動要支援者に対する取組については、災害対策基本法（以下「災対法」という。）や国が定める「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改訂・令和7年6月更新）」（以下「取組指針」という。）を踏まえた解説を加え、更に、災害時の民生委員・児童委員活動を推進する民生委員児童委員協議会としての取組については、全民児連が2023（令和5）年5月に作成した「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針（民生委員・児童委員による災害時要援護者避難支援活動に関する指針）改訂第4版」（以下「活動指針【第4版】」という）を踏まえた解説を加えて報告します。

回答者の属性

本調査は、市域 270、町村域 117、合計 387 の単位民児協の皆さまにご協力をいただきました。また、ご回答いただいた方は下表のとおり市域では民児協役員が 95.6%、町村域では事務局職員が 95.7%と市域と町村域では回答者の属性が異なる結果となりました。

区分	市		町村		全道	
	N	%	N	%	N	%
民児協役員	258	95.6%	5	4.3%	263	68.0%
事務局職員	12	4.4%	112	95.7%	124	32.0%
合計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

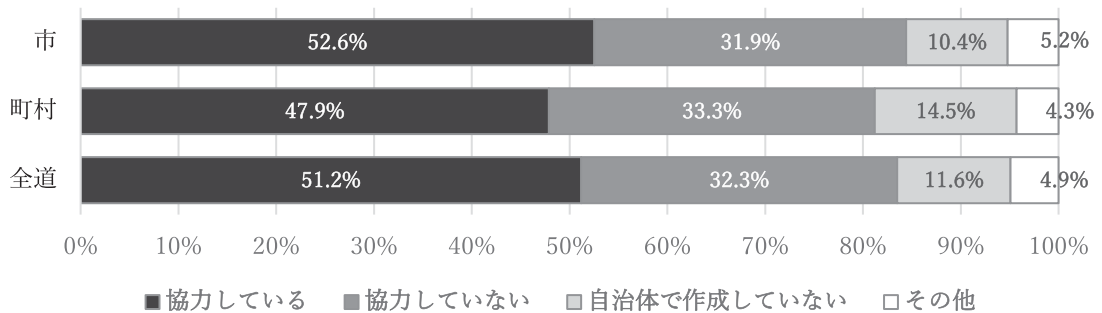
1 所属区域の概況

1) 避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、協力しているか否か

表 2 - 1 - 1 個別避難計画の作成に関する協力の有無 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 協力している	142	52.6%	56	47.9%	198	51.2%
イ. 協力していない	86	31.9%	39	33.3%	125	32.3%
ウ. 自治体で作成をしていない	28	10.4%	17	14.5%	45	11.6%
エ. その他	14	5.2%	5	4.3%	19	4.9%
合 計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図 2 - 1 - 1 個別避難計画の作成に関する協力の有無



【解説】

取組指針では、避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことや、潜在化・孤立化している対象者を発見・把握するため、民生委員・児童委員を含む、町内会や自治会等の地縁組織など、地域の鍵となる人や団体との協力を求めています。また、個別避難計画の作成にあたっては、日ごろから避難行動要支援者名簿に掲載されている住民との接点がある関係者（介護支援専門員や民生委員など）の参画を得ることが求められています。

全国の民生委員の共通事項として活動指針【第4版】に定められている「災害に備える民生委員・児童委員活動10か条」の第4条（災害への備えは日ごろの委員活動の延長上にあることを意識する）は、災害時に支援を要する人びとの多くは、日ごろ、民生委員が見守りや訪問活動の対象としている人びとと重なるため、これらの人びとが支援から漏れることがないように配慮していくことが期待されています。

本調査では、個別避難計画の作成に関し、「ア. 協力している」民児協は市域で52.6%、町村域で47.9%、全道で51.2%であることがわかりました。市域と町村域では若干の差がみられるものの、全道ではおおむね半数の民児協が個別避難計画の作成に協力していることがわかりました。

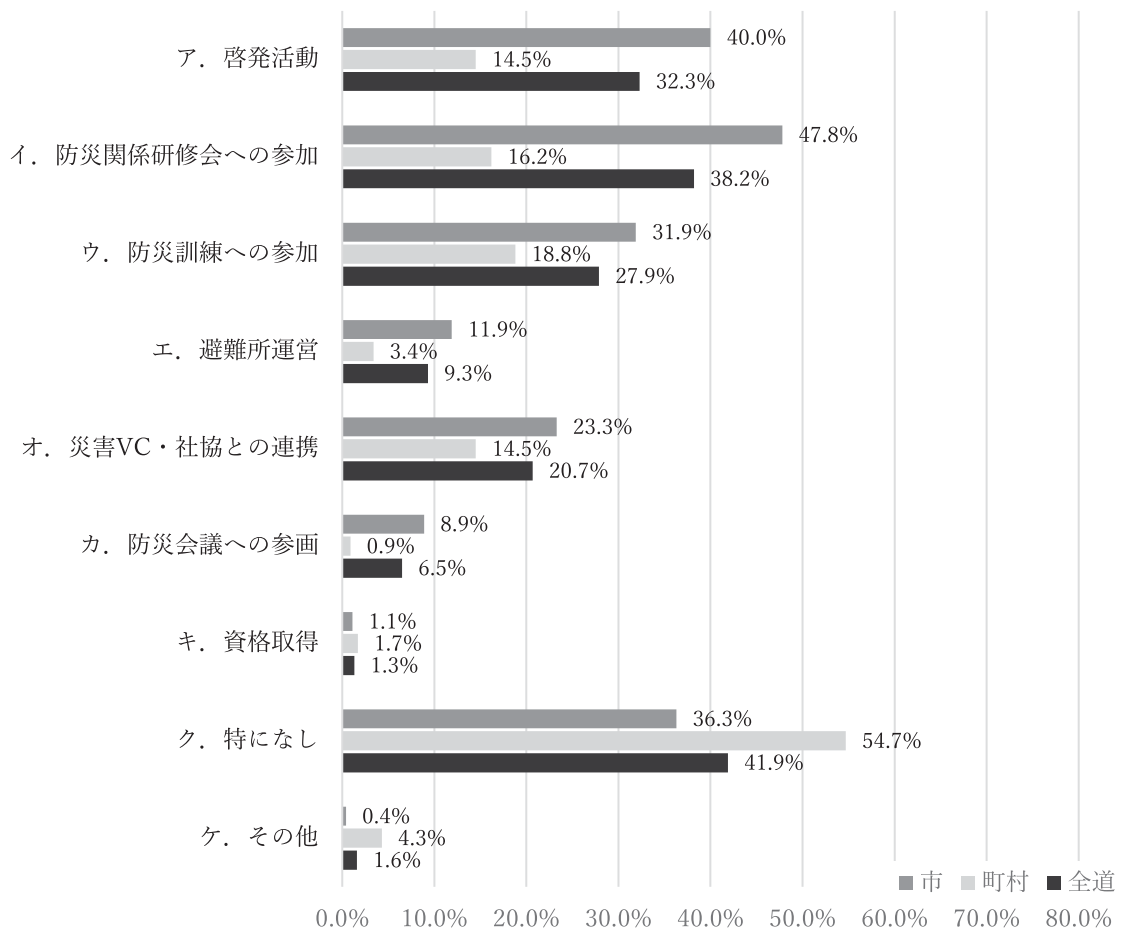
「エ. その他」には、「協力依頼がない」「依頼があれば協力する」「委員（地域）によって異なる」などの意見がありました。

2) 行政及び関係機関から協力要請を受けているもの【複数回答】

表2-1-2 協力要請を受けているもの (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 啓発活動	108	40.0%	17	14.5%	125	32.3%
イ. 防災関係研修会への参加要請	129	47.8%	19	16.2%	148	38.2%
ウ. 防災訓練の参加依頼	86	31.9%	22	18.8%	108	27.9%
エ. 避難所運営への協力依頼	32	11.9%	4	3.4%	36	9.3%
オ. 災害ボランティアセンター・社会福祉協議会との連携	63	23.3%	17	14.5%	80	20.7%
カ. 防災会議の委員としての参画	24	8.9%	1	0.9%	25	6.5%
キ. 防災士等の資格取得	3	1.1%	2	1.7%	5	1.3%
ク. 特になし	98	36.3%	64	54.7%	162	41.9%
ケ. その他	1	0.4%	5	4.3%	6	1.6%

図2-1-2 協力要請を受けているもの



【解説】

活動指針【第4版】では、災害に備える民生委員・児童委員活動の基本的な考え方として次の3点を掲げており、道民児連が作成した「令和7年度版災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」でもこの考え方を重視しています。

- ①災害の発生が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保が最優先
- ②平常時において、地域ぐるみの要援護者の支援体制づくりに協力する
- ③発災後、安全が確保できた後、無理のない範囲で要援護者支援に協力する

災害時の住民支援は民生委員など一部の関係者のみが責任を負うものではなく、それは平時からの防災対策においても同様です。災害時の民生委員・児童委員の基本的な考え方を関係者に知っていただくためにも、平時からの地域防災の取組に民児協が参画・協力することが重要です。

本調査では、個別避難計画の作成以外に行政から協力要請を受けている活動等について把握し、市域と町村域での差が大きいことがわかりました。

特に「ア. 啓発活動」は25.5%の差、「イ. 防災関係研修会への参加」は31.6%、「ウ. 防災訓練への参加」は13.1%であり、市域での取組が町村域よりも10%以上高くなっています。

「ケ. その他」には、「先進地視察」、「防災マップの作成」などの記述がありました。

3) 個別避難計画の作成に協力していない民児協が、行政からの協力要請をうけているもの

本調査の設問1で避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、「イ. 協力していない」および「ウ. 自治体で作成していない」と回答した170民児協が、設問2の個別避難計画以外に行政や関係機関から協力要請を受けている項目について把握しました。

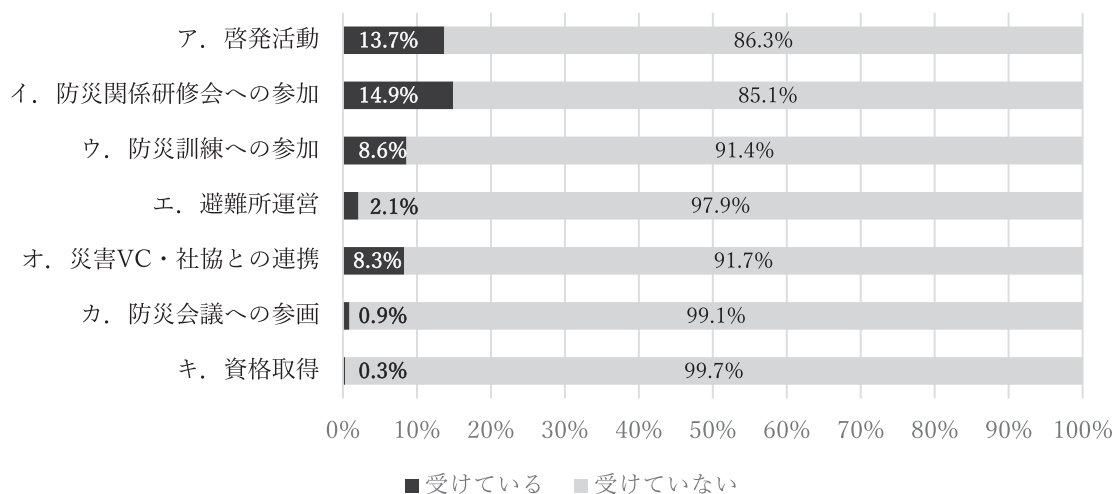
表2-1-3 個別避難計画の作成に協力していない民児協が、行政からの協力要請をうけているもの (n=170)

項目	協力要請を		
	受けている	受けていない	合計
ア. 啓発活動	41 (13.7%)	129 (86.3%)	170 (100.0%)
イ. 防災関係研修会への参加要請	44 (14.9%)	126 (85.1%)	170 (100.0%)
ウ. 防災訓練の参加依頼	27 (8.6%)	143 (91.4%)	170 (100.0%)
エ. 避難所運営への協力依頼	7 (2.1%)	163 (97.9%)	170 (100.0%)
オ. 災害ボランティアセンター・社会福祉協議会との連携	26 (8.3%)	144 (91.7%)	170 (100.0%)
カ. 防災会議の委員としての参画	3 (0.9%)	167 (99.1%)	170 (100.0%)
キ. 防災士や防災マスター等の資格取得	1 (0.3%)	169 (99.7%)	170 (100.0%)

※問1で個別避難計画の作成に「イ. 協力していない (n=125)」および「ウ. 自治体で作成をしていない (n=45)」と答えた合計 170 件を対象に算出

※「特になし」および「その他」の回答を除く

図2-1-3 個別避難計画の作成に協力していない民児協が、行政からの協力要請を受けているもの (n=170)



【解説】

個別避難計画の作成に「イ. 協力していない (n=125)」および「ウ. 自治体で作成をしていない (n=45)」と答えた合計 170 件については、行政や関係機関から協力要請をほとんど受けていないことがわかりました。

平時から協力要請を受けていないものの、災害時に急に対応を求められるなど、過去の災害でも課題が発生しています。災害時の民生委員の活動スタンスなどを理解してもらうためにも平時から行政や関係機関との協議や連携が重要です。

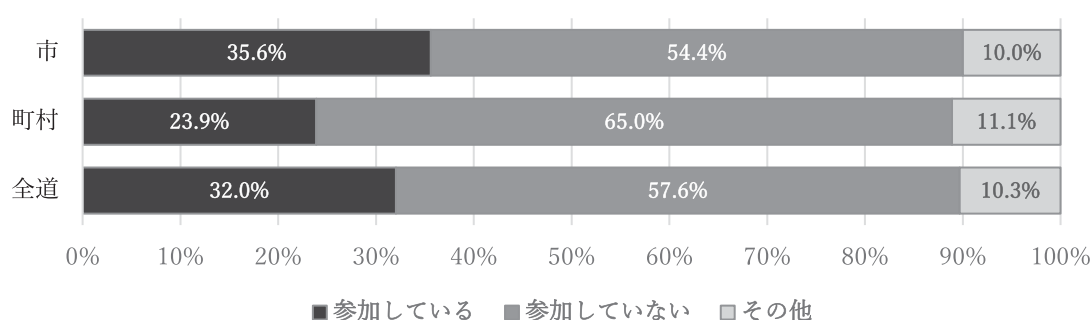
2 地域との連携について

1) 防災訓練等への参加状況

表 2-2-1 防災訓練等への参加状況 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 参加している	96	35.6%	28	23.9%	124	32.0%
イ. 参加していない	147	54.4%	76	65.0%	223	57.6%
ウ. その他	27	10.0%	13	11.1%	40	10.3%
合計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図 2-2-1 防災訓練等への参加状況



【解説】

災対法では市町村の責務として、防災計画を作成し、実施することを定めている（第6条関係）ほか、市町村長等の災害予防責任者に対し、防災訓練を行う義務を課しています（第48条関係）。また、住民に対しても防災訓練等への活動に参加するよう努めること（第7条関係）が定められています。

これら訓練の実施にあたっては避難行動要支援者に対する避難訓練や積雪・厳冬期における訓練などを行うことも重視されています。

本調査では、防災訓練等に「ア. 参加している」民児協が、市域で 35.6%、町村域で 23.9%、全道で 32.0%、3 民児協に 1 民児協程度であることがわかりました。

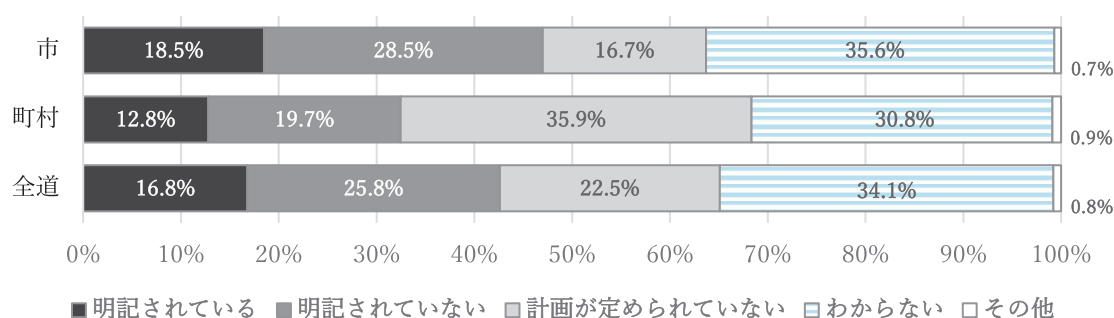
「ウ. その他」の 40 件の記述には、「民児協としてではなく、委員が個別に参加している（18件）」のほか、「防災訓練がない（8件）」という意見がありました。

2) 地区防災計画における民生委員の位置づけ

表2-2-2 地区防災計画における民生委員の位置づけ (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 明記されている	50	18.5%	15	12.8%	65	16.8%
イ. 明記されていない	77	28.5%	23	19.7%	100	25.8%
ウ. 地区防災計画が定められていない	45	16.7%	42	35.9%	87	22.5%
エ. わからない	96	35.6%	36	30.8%	132	34.1%
オ. その他	2	0.7%	1	0.9%	3	0.8%
合計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図2-2-2 地区防災計画における民生委員の位置づけ



【解説】

災対法では、市町村が定める地域防災計画に当該地域の住民等による主体的な防災活動を規定した「地区防災計画」を定めることができるとされています（第42条の2関係）。地区防災計画には当該地区住民等による避難行動要支援者に対する避難支援などの方法も記載されることがあり、地区防災計画がある場合にはその内容を確認することが大切です。

災害に備える民生委員・児童委員活動としても、平時における地域ぐるみの取組の推進にあたり、民児協は地区防災計画の策定を含む災害時要援護者の支援体制づくりに向けて意見具申のはたらき（民生委員法第24条第2項）を活用することも考えられます。

本調査では、地区防災計画において民生委員の位置づけが「ア. 明記されている」のは、市域で18.5%、町村域で12.8%、全道で16.8%、6民児協に1民児協程度であることがわかりました。ただし、北海道が把握している道内の地区防災組織設置数は13市町村60か所（2024（令和6）年4月1日現在、令和7年度版防災白書より）であり、本調査結果と整合されていません。

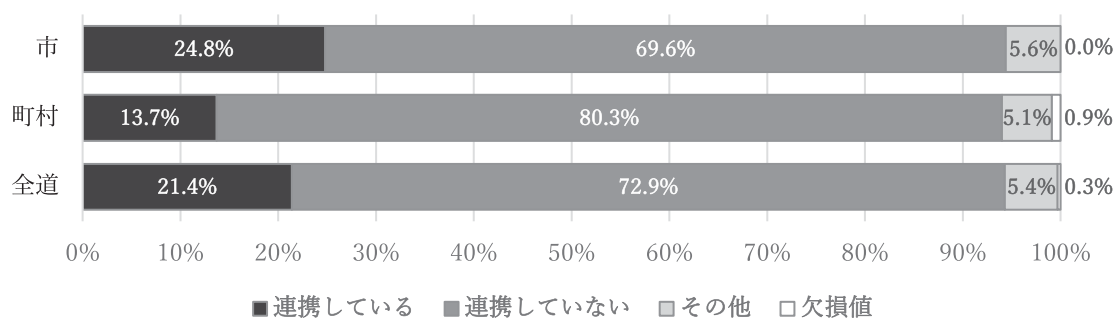
「オ. その他」の3件の記述には、「地区ごとに異なる」等の意見がありました。

3) 自主防災組織と民児協の連携状況

表2-2-3 自主防災組織と民児協の連携 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 連携している	67	24.8%	16	13.7%	83	21.4%
イ. 連携していない	188	69.6%	94	80.3%	282	72.9%
ウ. その他	15	5.6%	6	5.1%	21	5.4%
欠 損 値	0	0.0%	1	0.9%	1	0.3%
合 計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図2-2-3 自主防災組織と民児協の連携



【解説】

北海道内には159市町村に自主防災組織が設置されており、自主防災組織が活動する世帯カバー率は全国第40位の76.9%です。(令和6年4月1日現在、令和7年度版防災白書より)

災対法では、自主防災組織を「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織(第2条の2第2号)」と定めており、災害に備える民生委員・児童委員活動でも、平時における地域ぐるみの取組の推進にあたり、自主防災組織との連携をはかることが有効とされています。

本調査では、自主防災組織と民生委員の連携状況について「ア. 連携している」と回答したのは、市域で24.8%、町村域で13.7%、全道で21.4%、おおむね5民児協に1民児協程度であることがわかりました。

「ウ. その他」の21件の記述には、「民児協としてではなく個々の委員として連携している(8件)」「自主防災組織がない(4件)」等の意見がありました。

3 要援護者等の個人情報管理

1) 「災害時要援護者台帳」や「避難行動要支援者名簿」等の個人情報の保管・管理方法

表2-3-1 個人情報の保管方法 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 定めている	151	55.9%	39	33.3%	190	49.1%
イ. 定めていない	119	44.1%	78	66.7%	197	50.9%
合計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図2-3-1 個人情報の保管方法

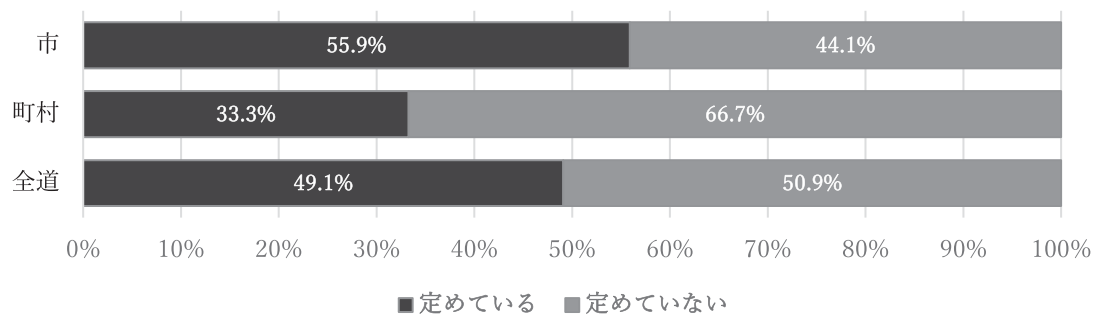
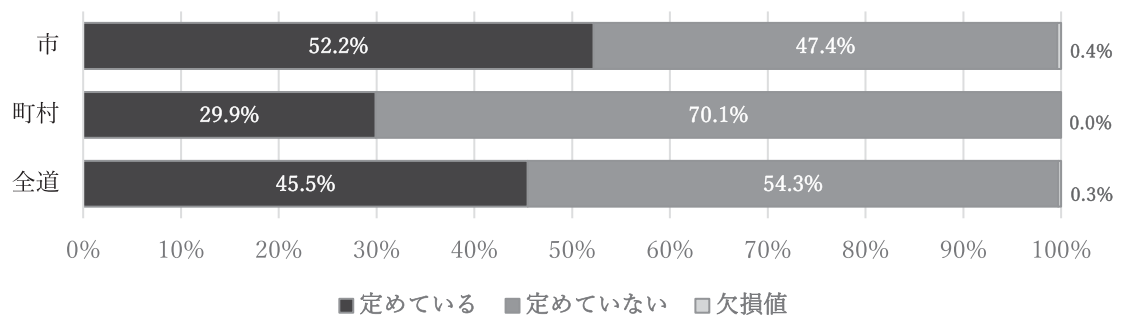


表2-3-2 個人情報の更新方法 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 定めている	141	52.2%	35	29.9%	176	45.5%
イ. 定めていない	128	47.4%	82	70.1%	210	54.3%
欠損値	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
合計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図2-3-2 個人情報の更新方法

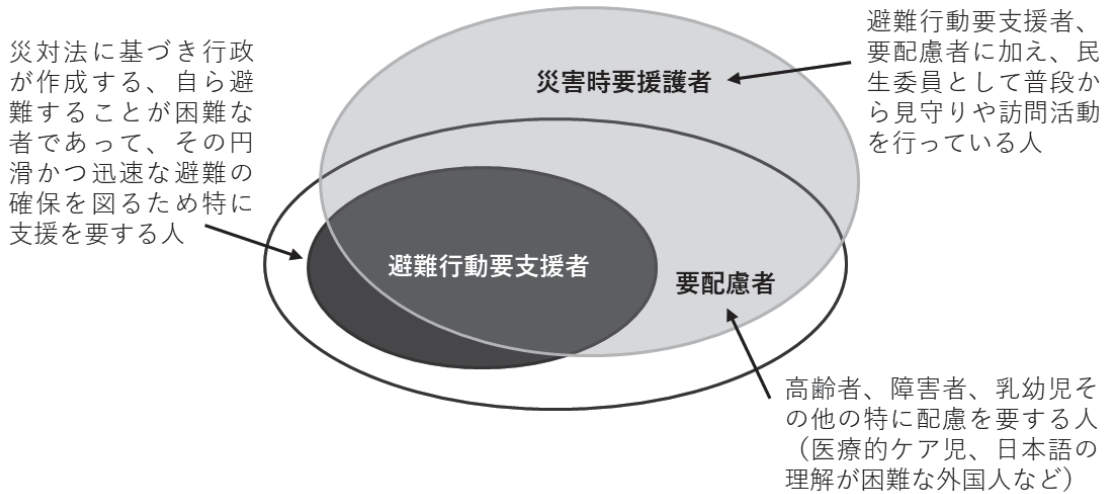


【解説】

「災害時要援護者台帳」とは、避難行動要支援者、要配慮者に加え、民生委員として普段から見守りや訪問活動を行っている人の情報をまとめたもので、民生委員個々に作成するものです。一方「避難行動要支援者名簿」は、災対法に基づき行政が作成するもので、

特段条例等の定めがない限り、名簿登載者個々の個人情報開示（第三者提供）の同意に基づき、行政から民生委員に提供されるものです。（図2-3-3参照）

図2-3-3 要配慮者、避難行動要支援者、災害時要援護者の関係



活動指針【第4版】で定めている災害に備える民生委員・児童委員活動10か条の第6条は、「名簿などの個人情報の保管方法、更新方法を決めておく」であり、個人情報の保管方法は、個々の委員の判断に委ねるのではなく、市町村との協議を含め、民児協として検討し、決定することが求められています。

また、民生委員に提供される避難行動要支援者名簿は、第三者提供の同意が得られなかった住民は掲載されていませんが、心身の状況や世帯状況の変化に伴い、後に同意が得られる方や死亡や転居、施設入所等により名簿から削除される方も発生するため、情報の更新が重要になります。

本調査では、個人情報の保管方法を「ア. 定めている」民児協は、市域で55.9%、町村域で33.3%、全道で49.1%でした。おおむね半数の民児協が保管方法を定めているものの、市域と町村域では差が見られました。

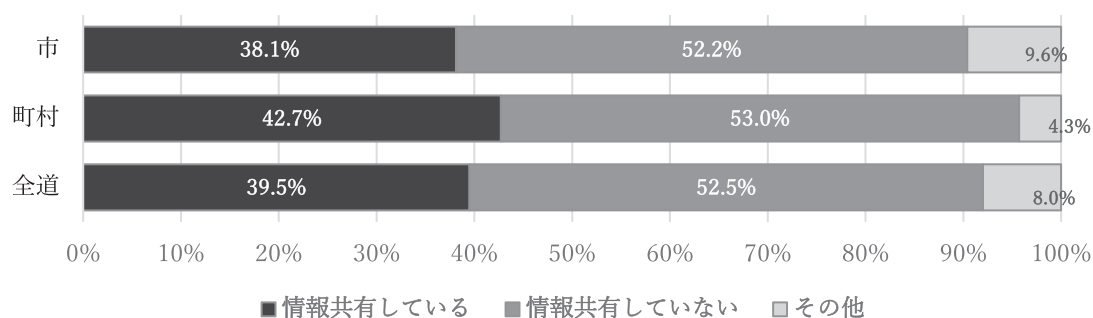
個人情報の更新方法を「ア. 定めている」民児協は、市域で52.2%、町村域で29.9%、全道で45.5%でした。保管方法とほぼ同じような結果ではありますが、こちらも市域と町村域では差が見られました。

2) 市町村から提供される個人情報の開示・提供方法等について提供方法について、平時から関係機関等と情報共有をしているか否か

表2-3-3 情報共有の状況 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 情報共有している	103	38.1%	50	42.7%	153	39.5%
イ. 情報共有していない	141	52.2%	62	53.0%	203	52.5%
ウ. その他	26	9.6%	5	4.3%	31	8.0%
合計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図2-3-4 情報共有の状況



【解説】

国の取組指針では、災害時の円滑な支援に向け、平時から支援関係者で避難支援等に必要情報を共有し、避難支援等に関する調整を行う取組が共助の推進につながるとされています。

これらの調整の場には、民生委員を含め、避難行動要支援者やその家族、福祉専門職や社会福祉協議会の職員、自主防災組織や自治会などの個別避難計画作成等関係者が参加することが想定されています。

また、災害発生後には医療・福祉等の関係者に迅速に支援を引継ぎ、健康状態の維持や福祉・医療サービスが継続されるよう平時から調整を図ることも大切です。

本調査では、市町村から提供される個人情報の開示・提供方法等について関係機関等と「ア. 情報共有している」民児協は、市域で 38.1%、町村域で 42.7%、全道で 39.5%で、5 民児協に 2 民児協程度でした。

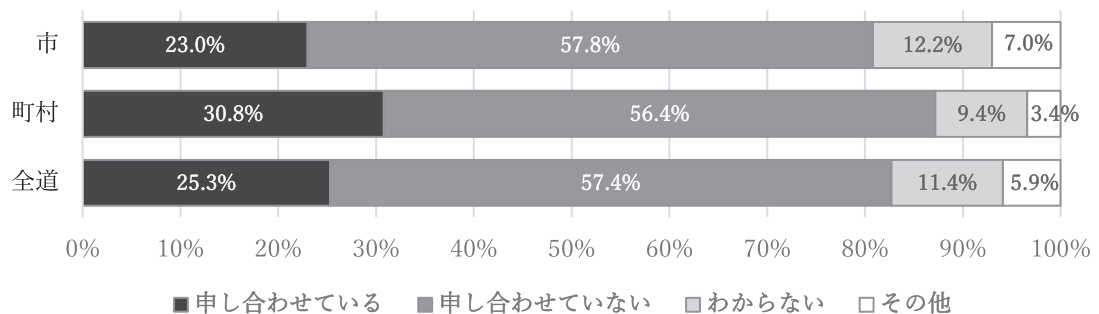
「ウ. その他」の記述には、「町内会が担当しそれに対し協力している」「今後実施する予定」「情報がない」「共有する段階には至っていない」など多様な意見がありました。

3) 避難行動要支援者名簿等の第三者提供不同意者への対応に関する申し合わせ

表2-3-4 申し合わせの状況 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 申し合わせをしている	62	23.0%	36	30.8%	98	25.3%
イ. 申し合わせをしていない	156	57.8%	66	56.4%	222	57.4%
ウ. わからない	33	12.2%	11	9.4%	44	11.4%
エ. その他	19	7.0%	4	3.4%	23	5.9%
合計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図2-3-5 申し合わせの状況



【解説】

災害時においては、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために、名簿情報を避難支援等関係者に提供することを同意していない「不同意者」についても、避難行動要支援者の名簿情報を含め、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供し、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができることになっていきます。

平時に民生委員に提供される避難行動要支援者名簿は、条例等による特段の定めがない限り、第三者提供の同意を得られた住民の情報しか掲載されていないため、「不同意者」の有無を把握することや、災害時における「不同意者」への具体的な対応について平時からイメージしておくことが大切です。

本調査では、市町村と不同意者への対応について「ア. 申し合わせをしている」民児協は、市域で23.0%、町村域で30.8%、全道で25.3%であり、4民児協に1民児協程度の割合でした。

「エ. その他」の記述には、「町内会が行政と申し合わせをしている」「同意が取れていない対象者がいない」「未対応」などの意見がありました。

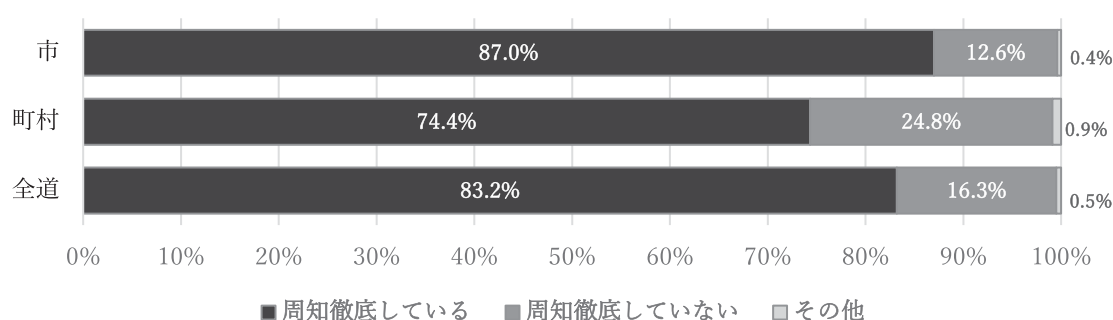
4 平時における体制整備

1) 発災時の行動原則

表2-4-1 行動原則の周知徹底 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 周知徹底している	235	87.0%	87	74.4%	322	83.2%
イ. 周知徹底していない	34	12.6%	29	24.8%	63	16.3%
ウ. その他	1	0.4%	1	0.9%	2	0.5%
合計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図2-4-1 行動原則の周知徹底



【解説】

民生委員制度創設90周年事業を契機とした災害に備える民生委員活動は、その後の豪雨災害や2007年能登半島地震などで要援護者の迅速な安否確認につながるなどの成果を上げましたが、東日本大震災では56名もの委員の犠牲が生じたほか、その後の豪雨災害でも民生委員の死傷事例が発生しています。

先述したように、活動方針【第4版】に示される災害に備える民生委員・児童委員活動の基本的な考え方の一つに「①災害の発生が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保が最優先」という考え方があります。

本調査では、「災害が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保が最優先」であることを「ア. 周知徹底している」民児協について、市域で87.0%、町村域で74.4%、全道で83.2%であり、6民児協に5民児協程度の割合でした。一方、市域と町村域では12.6%の大きな差がありました。

「ウ. その他」の記述には、「ハンドブックを配布しているが、全体での内容確認などは行っていない」などの意見がありました。

2) 発災時の委員間の連絡方法

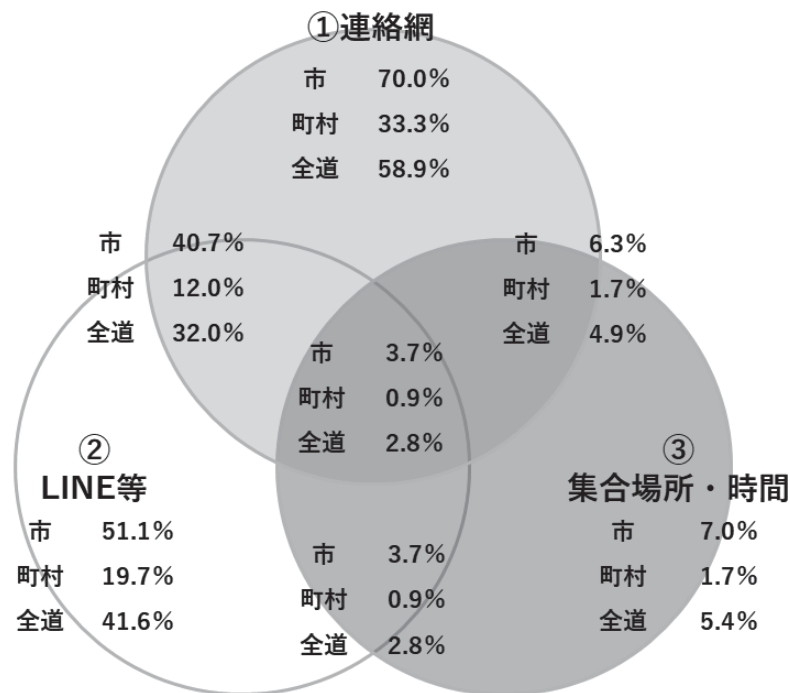
本調査の設問10では災害時の委員間の連絡方法等について、あらかじめ申し合わせや設定を行っている民児協の実態を把握しました。

このうち、複数の取組を講じている民児協は表2-4-2のとおりであり、①連絡網の作成、②LINE等SNSの活用、③集合場所・時間の設定の3項目について「している」と答えた民児協は、市域で10民児協(3.7%)、町村域で1民児協(0.9%)、全道では11民児協(2.8%)でした。

表2-4-2 複数の取組を講じている民児協 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①連絡網の作成 × ②LINEの活用	110	40.7%	14	12.0%	124	32.0%
①連絡網の作成 × ③集合場所・時間の設定	17	6.3%	2	1.7%	19	4.9%
②LINEの活用 × ③集合場所・時間の設定	10	3.7%	1	0.9%	11	2.8%
①連絡網の作成 × ②LINEの活用 × ③集合場所・時間の設定	10	3.7%	1	0.9%	11	2.8%

図2-4-2 複数の取組を講じている民児協

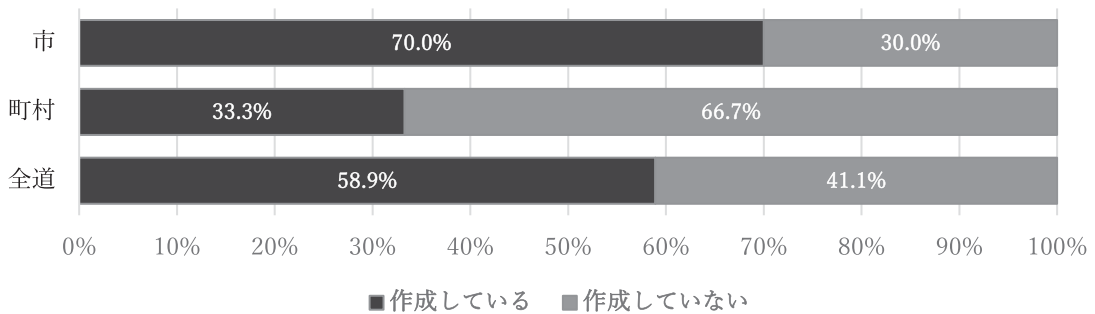


①連絡網

表2-4-3 連絡網の作成 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 作成している	189	70.0%	39	33.3%	228	58.9%
イ. 作成していない	81	30.0%	78	66.7%	159	41.1%
合計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図2-4-3 連絡網の作成



【解説】

民生委員制度創設90周年事業として実施された「民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動」では、推進方法を以下のとおり示しており、ステップ2には連絡網の整備が挙げられていました。

起 点	自己点検：委員自らの安全確保の点検
ステップ1	組織点検：民児協における話し合いと学習
ステップ2	緊急時連絡網の整備
ステップ3	単位民児協ごとの取組：地域実践
ステップ4	各団体・組織との連携：地域全体でのネットワーク形成

本調査では、連絡網を「ア. 作成している」民児協は、市域で70.0%、町村域で33.3%、全道で58.9%であり、5民児協に3民児協程度の割合でした。一方、市域と町村域では36.7%の大きな差がありました。

令和7年度はカムチャツカ半島沖地震や青森県東方沖地震により津波に関する情報が発表され、避難途中および避難先での連絡に困難を抱えた委員も少なくないはずですが。災害時の円滑な連絡に向けては、平時から作成している連絡網を固定電話番号ではなく携帯電話番号で作成することも必要です。

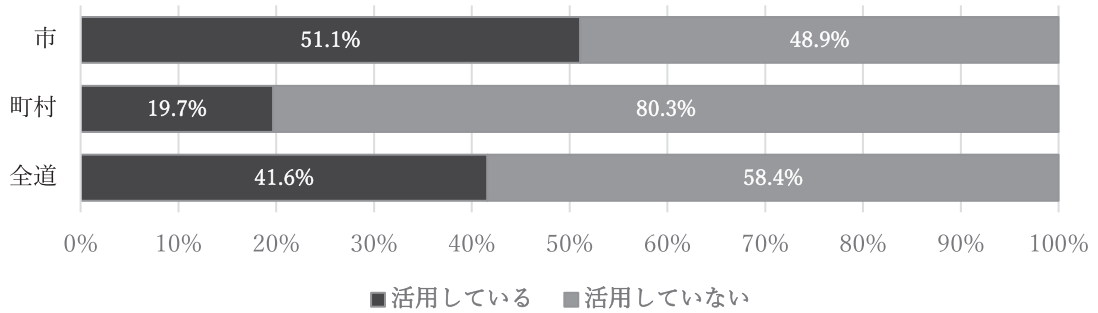
なお、本調査においては連絡網の作成の状況について把握するに留まり、連絡網に記載の電話番号の種類（固定か携帯か）については把握していません。

②LINE等SNSの活用

表2-4-4 LINE等SNSの活用 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 活用している	138	51.1%	23	19.7%	161	41.6%
イ. 活用していない	132	48.9%	94	80.3%	226	58.4%
合 計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図2-4-4 LINE等SNSの活用



【解説】

災害発生時には被災地域への通信の集中による輻輳（回線がつながりにくくなること）が発生するおそれがありますが、過去の災害ではSNSやLINEは輻輳が起きにくいことが報告されています。

本調査では、LINE等SNSを「ア. 活用している」民児協は、市域で51.1%、町村域で19.7%、全道で41.6%であり、5民児協に2民児協程度の割合でした。

令和5年に実施した先行調査では、委員相互の連絡手段にLINE等のアプリを利用している実態として、市域で61.3%、町村域で27.1%、全道で50.1%という結果であったため、本調査に比べ、市域で10.2%、町村域で7.4%、全道で8.5%減少しました。

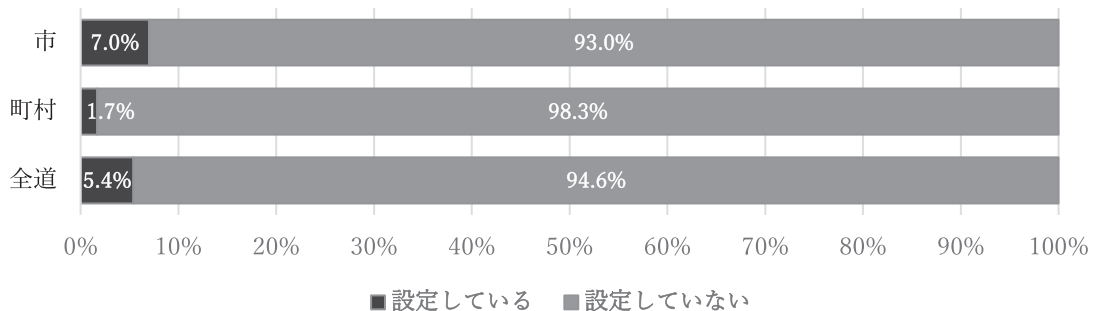
日常的な活動ではLINE等が使われているものの、災害時の委員間の連携方法としてあらかじめ申し合わせや設定を行っている民児協はその一部に留まる結果となりました。

③集合場所や集合時間の事前設定

表2-4-5 集合場所や集合時間の事前設定 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 設定している	19	7.0%	2	1.7%	21	5.4%
イ. 設定していない	251	93.0%	115	98.3%	366	94.6%
合計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図2-4-5 集合場所や集合時間の事前設定



【解説】

活動指針【第4版】で定めている災害に備える民生委員・児童委員活動10か条の第8条は、「委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する」であり、災害発生後、個々の民生委員を支えるためにも、民児協の組織機能の早期回復を重視しています。また、発災後しばらくの間は、行政や社協の職員は被害情報の収集や避難者対応等に忙殺されることが多いため、民児協の組織的機能の回復に向けては、単位民児協を単位とし、会長、副会長といった役員が中心となり行うことが現実的と考えられています。

平成30年北海道胆振東部地震で発災から40日後に定例会を開催した厚真町民生委員協議会は、会場の確保や資料の準備等、さまざまな課題があるものの、定例会をいち早く開催し情報共有や活動の方向性に関する申し合わせをすることの重要性を感じています（令和7年度版北海道民生委員児童委員災害時活動指針「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」P7、コラム「教訓を明日に生かすために～胆振東部地震を経験して～」参照）。

本調査では、集合場所や集合時間を事前に「ア. 設定している」民児協は、市域で7.0%、町村域で1.7%、全道で5.4%と、極めて少ない状況であることが分かりました。

④その他

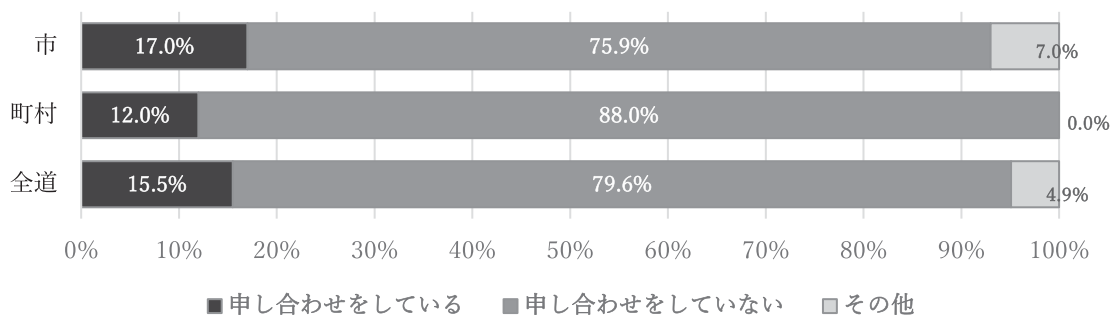
その他の記述には、①から③についての具体的な方法や場所の記載やその他の備えがありました。

3) 発災後の民生委員としての活動

表2-4-6 要援護者の安否確認の時期や結果の報告に関する申し合わせ (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 申し合わせをしている	46	17.0%	14	12.0%	60	15.5%
イ. 申し合わせをしていない	205	75.9%	103	88.0%	308	79.6%
ウ. その他	19	7.0%	0	0.0%	19	4.9%
合計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図2-4-6 要援護者の安否確認の時期や結果の報告に関する申し合わせ



【解説】

活動指針【第4版】で定めている災害に備える民生委員・児童委員活動10か条の第9条は、「支援が必要な人に、支援が届くように配慮する」であり、災害時に支援が必要な要援護者の情報を取りまとめ、適宜市町村や支援機関に伝達するなどして具体的な避難支援や生活再建支援が得られるようにすることが大切です。

民生委員は日ごろから災害時に要援護者となる人びとと接していることから、災害時にもこうした人びとへの配慮とともに必要に応じて相談に応じることが期待されます。特に災害時は、自分よりも大きな被害を受けている人への遠慮から、自ら支援を求める声をあげることをためらう人もいます。必要に応じてそうした人びとの代弁者としての役割があると支援のモレを防ぐことにつながります。

更に、避難行動要支援者を含め、医療・保健・福祉等のサービスを利用している人びとに対しては、発災時に助かった命をその後の避難生活で失わせないためにも、市町村や医療、福祉等の専門職につなげることが重要です。これらの取組を円滑に行うためには、その具体的な方法等について関係者と事前に申し合わせを行うことが求められます。

本調査では、要援護者の安否確認の時期や結果の報告に関し、「ア. 申し合わせをしている」民児協は、市域で17.0%、町村域で12.0%、全道で15.5%で、6民児協に1民児協程度の割合でした。

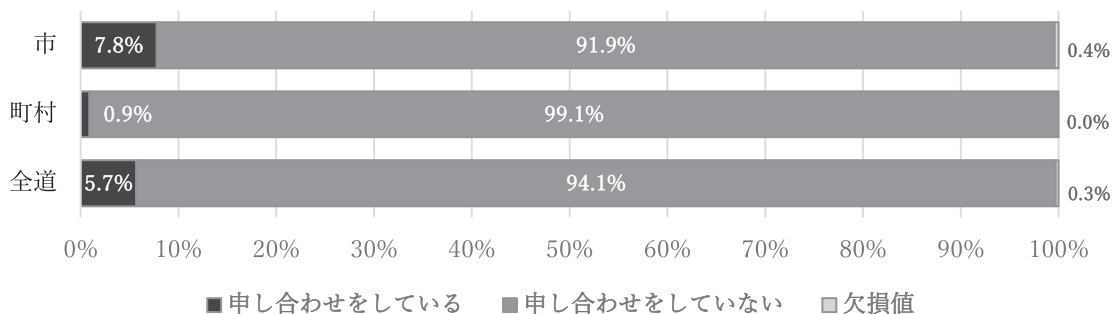
「ウ. その他」の記述には、「町内会が担当している」「各委員の判断に任せている」等がありました。

4) 発災後の民児協運営方針

表2-4-7 臨時定例会の開催に関する申し合わせ (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 申し合わせをしている	21	7.8%	1	0.9%	22	5.7%
イ. 申し合わせをしていない	248	91.9%	116	99.1%	364	94.1%
欠 損 値	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%
合 計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図2-4-7 臨時定例会の開催に関する申し合わせ



【解説】

全民児連では、令和7年3月に「災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の発揮（以下「役割の発揮」という）」を作成し、道民児連を通じて各市町村民児協事務局に対し周知を行っています。

「役割の発揮」では、災害時における民児協の組織機能の早期回復に向け、民児協組織が平時から取り組むべき共通視点を以下の5つに整理しています。

- ①発災直後の委員間の連絡や集約（安否確認）方法やタイミング
- ②避難所運営協力や行政・社協等への協力方針、要援護者等における具体的な支援等の実施方針、またそのタイミング
- ③災害発生後における定例会（会議）の開催方針やタイミング
- ④広域避難による避難先や避難元での委員活動の課題を含め、心身の負担や活動の困りごとに対する民児協としてのフォローのあり方
- ⑤災害発生時の各レベル（単位民児協、市区町村、都道府県・指定都市ごと）の連絡・情報共有ルールのあり方（情報の混乱、被災地の負担感を防ぐ情報共有ルートの統一など）

本調査では、発災時の民児協機能の回復に向けた臨時定例会の開催について「ア. 申し合わせをしている」民児協は、市域で7.8%、町村域で0.9%、全道で5.7%と極めて少ない状況であることがわかりました。

5) 発災後の行政との連携方針

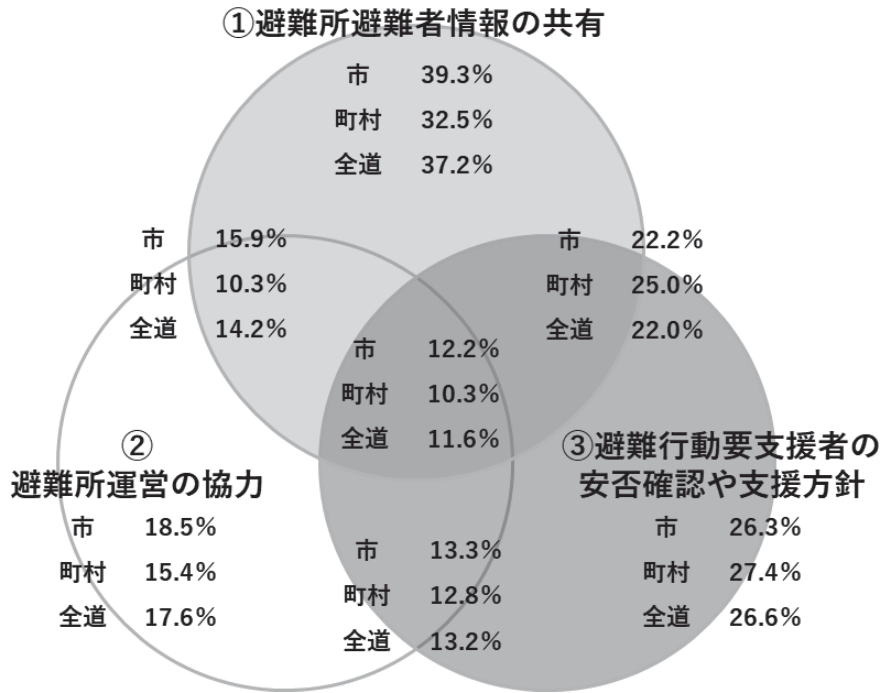
本調査の設問13では発災後に行政から要望される事項について、あらかじめ申し合わせや共有を行っている民児協の実態を把握しました。

このうち、複数の取組を講じている民児協は表2-4-8のとおりであり、①行政との避難所避難者情報の共有、②避難所運営への協力、③避難行動要支援者の安否確認や支援方針等の3項目について「している」と答えた民児協は、市域で33民児協（12.2%）、町村域で12民児協（10.3%）、全道では45民児協（11.6%）でした。

表2-4-8 複数の取組を講じている民児協 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①行政との避難所避難者情報の共有 × ②避難所運営への協力	43	15.9%	12	10.3%	55	14.2%
①行政との避難所避難者情報の共有 × ③避難行動要支援者の安否確認や支援方針等	60	22.2%	25	25.0%	85	22.0%
②避難所運営への協力 × ③避難行動要支援者の安否確認や支援方針等	36	13.3%	15	12.8%	51	13.2%
①行政との避難所避難者情報の共有 × ②避難所運営への協力 × ③避難行動要支援者の安否確認や支援方針等	33	12.2%	12	10.3%	45	11.6%

図2-4-8 複数の取組を講じている民児協

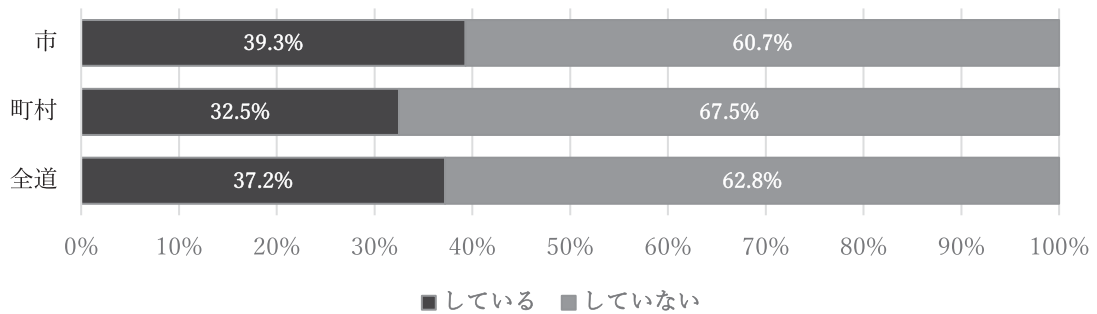


①市町村行政との避難所避難者情報の共有

表2-4-9 市町村行政との避難所避難者情報の共有 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. している	106	39.3%	38	32.5%	144	37.2%
イ. していない	164	60.7%	79	67.5%	243	62.8%
合計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図2-4-9 市町村行政との避難所避難者情報の共有



【解説】

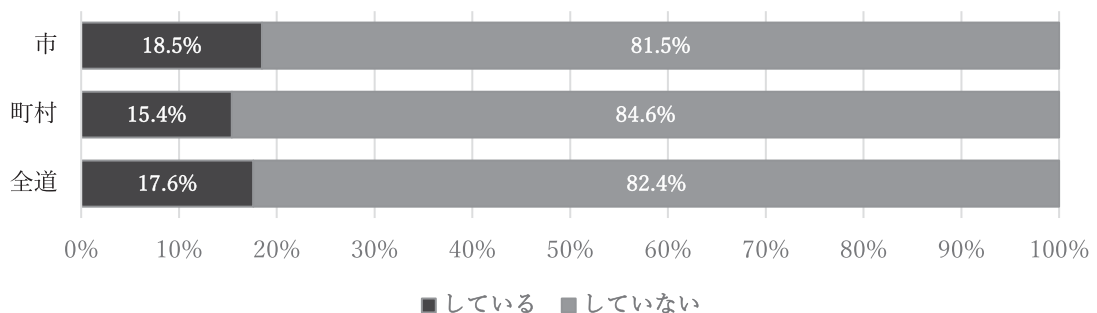
本調査では、市町村行政との避難所避難者情報の共有に関する事前申し合わせを「している」民児協は、市域で39.3%、町村域で32.5%、全道で37.2%で、8民児協に3民児協程度の割合でした。市域と町村域での差はわずかでした。

②避難所運営への協力

表2-4-10 避難所運営への協力 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. している	50	18.5%	18	15.4%	68	17.6%
イ. していない	220	81.5%	99	84.6%	319	82.4%
合計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図2-4-10 避難所運営への協力



【解説】

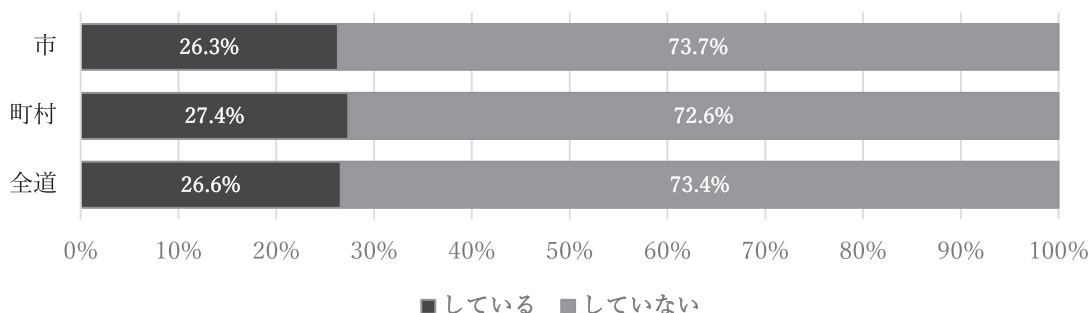
本調査では、市町村行政との避難所運営への協力に関する事前申し合わせを「している」民児協は、市域で18.5%、町村域で15.4%、全道で17.6%で、6民児協に1民児協程度の割合でした。市域と町村域での差はわずかでした。

③避難行動要支援者の安否確認や支援方針等

表2-4-1-1 避難行動要支援者の安否確認や支援方針等 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. している	71	26.3%	32	27.4%	103	26.6%
イ. していない	199	73.7%	85	72.6%	284	73.4%
合計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図2-4-1-1 避難行動要支援者の安否確認や支援方針等



【解説】

本調査では、市町村行政との避難行動要支援者の安否確認や支援方針等に関する事前申し合わせを「している」民児協は、市域で26.3%、町村域で27.4%、全道で26.6%で、4民児協に1民児協程度の割合でした。市域と町村域での差はわずかでした。

④その他

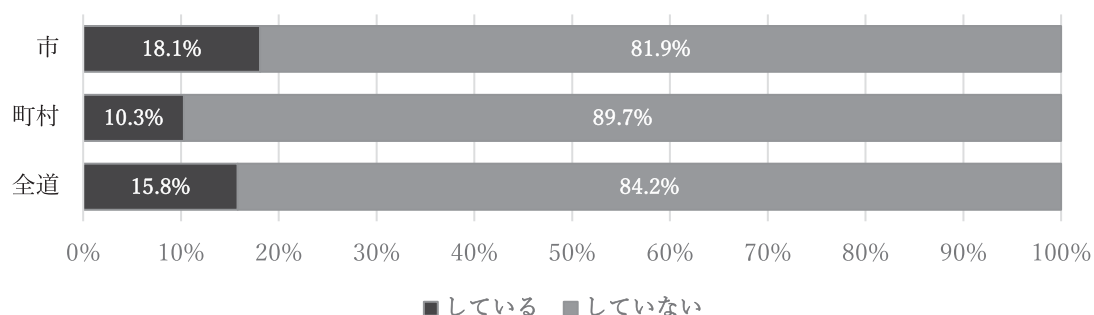
その他の記述には、「行政からのコンタクトがない」「話し合ったことがない」「地区社協や自治会と協力している」などがありました。

6) 発災後の社会福祉協議会との連携方針

表2-4-1-2 災害ボランティアセンター等への協力に関する申し合わせ (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. 申し合わせをしている	49	18.1%	12	10.3%	61	15.8%
イ. 申し合わせをしていない	221	81.9%	105	89.7%	326	84.2%
合計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図2-4-12 災害ボランティアセンター等への協力に関する申し合わせ



【解説】

活動指針【第4版】で定めている災害に備える民生委員・児童委員活動10か条の第9条は、「支援が必要な人に、支援が届くように配慮する」であり、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会からも被災者のニーズとボランティアなどによる支援をつなぐ役割を要請されることがあります。

過去の被災地では、民生委員が地域の被災世帯にボランティアセンターのニーズ票（支援の申し込み用紙）を配布、回収し、災害ボランティアによる支援を届けた例も多く見られます。

市町村行政や北海道が行う被災者支援は法制度による支援が中心になりますが、それだけでは生活の再建を果たすことが困難な被災者が多く発生します。行政による支援とともに、災害ボランティアセンターのような民間支援を活用することは被災者の多様なニーズの解決につながります。

本調査では、災害ボランティアセンターや社会福祉協議会との連携や協力内容に関して事前に「ア.申し合わせをしている」民児協は、市域で18.1%、町村域で10.3%、全道で15.8%で、6民児協に1民児協程度の割合でした。市域と町村域での差はわずかでした。

5 災害に備える民生委員児童委員ハンドブックの活用状況

本調査の設問 15 では令和 5 年 3 月に北海道民児連が作成した「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック【令和 4 年度版】」の活用状況について把握しました。

※本調査の調査票回収後に「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック【令和 7 年度版】」が完成され、既に道内の民生委員・児童委員に配布しています。

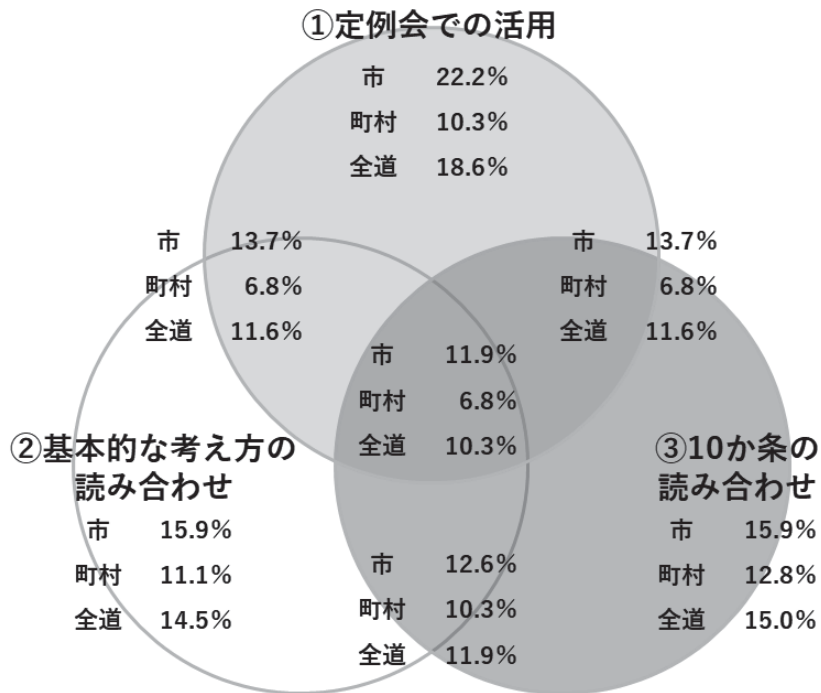
このうち、「ア. よくしている」または「イ. わりとしている」と答えた民児協は表 2-5-1 のとおりであり、①定例会での活用、②災害に備える民生委員児童委員活動の基本的な考え方（3 項目）の読み合わせおよび意識共有、③災害に備える民生委員活動 10 か条の読み合わせおよび意識共有の 3 項目について「ア. している」または「イ. わりとしている」と答えた民児協は、市域で 32 民児協(11.9%)、町村域で 8 民児協(6.8%)、全道では 40 民児協（10.3%）でした。

また、①～③ 3 項目全てに「ア. よくしている」と答えた民児協は 7 つありました。

表 2-5-1 「ア. よくしている」または「イ. わりとしている」民児協 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①定例会等での活用 × ②災害に備える民生委員児童委員活動の基本的な考え方（3 項目）の読み合わせ	37	13.7%	8	6.8%	45	11.6%
①定例会等での活用 × ③災害に備える民生委員活動 10 か条の読み合わせおよび意識共有	37	13.7%	8	6.8%	45	11.6%
②災害に備える民生委員児童委員活動の基本的な考え方（3 項目）の読み合わせ × ③災害に備える民生委員活動 10 か条の読み合わせおよび意識共有	34	12.6%	12	10.3%	46	11.9%
①定例会等での活用 × ②災害に備える民生委員児童委員活動の基本的な考え方（3 項目）の読み合わせ × ③災害に備える民生委員活動 10 か条の読み合わせおよび意識共有	32	11.9%	8	6.8%	40	10.3%

図2-5-1 「ア.よくしている」または「イ.わりとしている」民児協

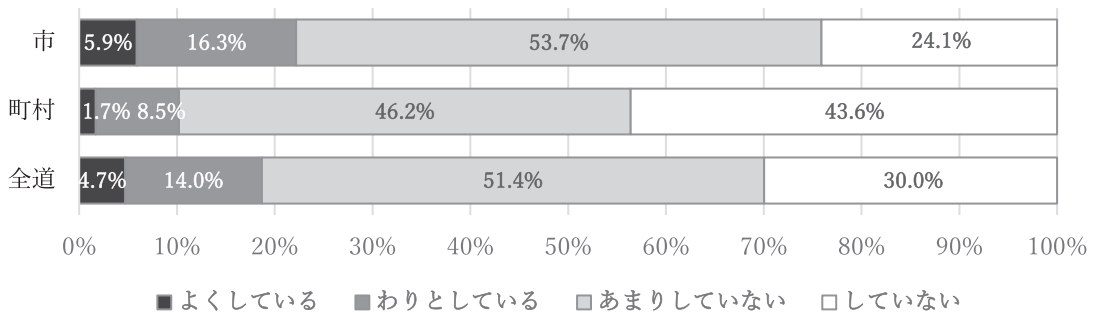


①定例会での活用

表2-5-2 定例会等での活用 (n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア.よくしている	16	5.9%	2	1.7%	18	4.7%
イ.わりとしている	44	16.3%	10	8.5%	54	14.0%
ウ.あまりしていない	145	53.7%	54	46.2%	199	51.4%
エ.していない	65	24.1%	51	43.6%	116	30.0%
合計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図2-5-2 定例会等での活用



【解説】

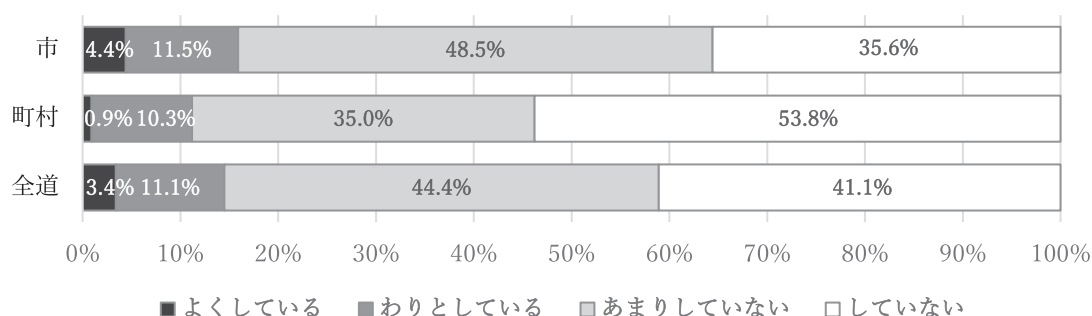
本調査では、定例会等でハンドブックを活用している民児協（「ア. よくしている」と「イ. わりとしている」の合計）は、市域で22.2%、町村域で10.2%、全道で18.6%で、5民児協に1民児協程度の割合でした。

②災害に備える民生委員児童委員活動の基本的な考え方（3項目）の読み合わせおよび意識共有

表2-5-3 災害に備える民生委員児童委員活動の基本的な考え方（3項目）の読み合わせ（n=387）

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. よくしている	12	4.4%	1	0.9%	13	3.4%
イ. わりとしている	31	11.5%	12	10.3%	43	11.1%
ウ. あまりしていない	131	48.5%	41	35.0%	172	44.4%
エ. していない	96	35.6%	63	53.8%	159	41.1%
合計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図2-5-3 災害に備える民生委員児童委員活動の基本的な考え方（3項目）の読み合わせ



【解説】

本調査では、災害に備える民生委員児童委員活動の基本的な考え方（3項目）の読み合わせおよび意識共有を図っている民児協（「ア. よくしている」と「イ. わりとしている」の合計）は、市域で15.9%、町村域で11.2%、全道で14.5%で、7民児協に1民児協程度の割合でした。市域と町村域の差はあまりありませんでした。

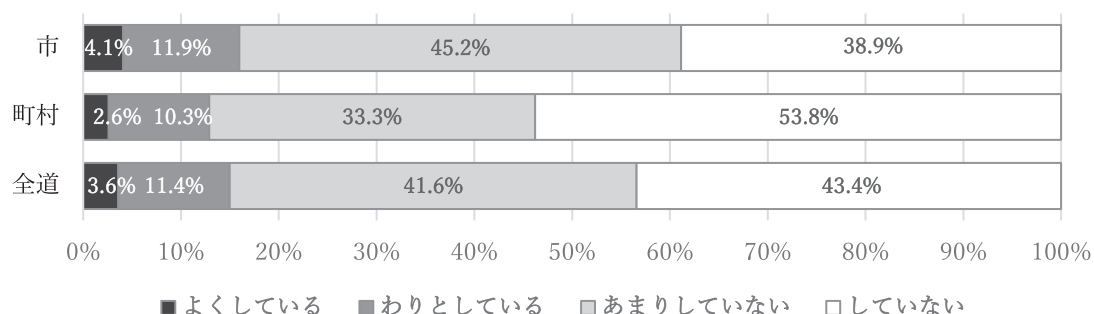
③災害に備える民生委員活動 10 か条の読み合わせおよび意識共有

表 2-5-4 災害に備える民生委員活動 10 か条の読み合わせおよび意識共有

(n=387)

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ア. よくしている	11	4.1%	3	2.6%	14	3.6%
イ. わりとしている	32	11.9%	12	10.3%	44	11.4%
ウ. あまりしていない	122	45.2%	39	33.3%	161	41.6%
エ. していない	105	38.9%	63	53.8%	168	43.4%
合計	270	100.0%	117	100.0%	387	100.0%

図 2-5-4 災害に備える民生委員活動 10 か条の読み合わせおよび意識共有



【解説】

本調査では、災害に備える民生委員活動 10 か条の読み合わせおよび意識共有を図っている民児協（「ア. よくしている」と「イ. わりとしている」の合計）は、市域で 16.0%、町村域で 12.9%、全道で 15.0%でした。②災害に備える民生委員児童委員活動の基本的な考え方（3項目）の読み合わせおよび意識共有とほぼ同数であり、7 民児協に 1 民児協程度の割合でした。市域と町村域の差はあまりありませんでした。

6 民生委員の災害時の基本的な活動につながる刊行物等の認知度

本調査の設問 17 では災害に備える民生委員活動の起点になった、平成 19 年の民生委員制度創設 90 周年記念事業『災害時一人も見逃さない運動』以降に、全民児連および道民児連が作成した指針やハンドブックについて、どの程度認知しているかを把握しました。

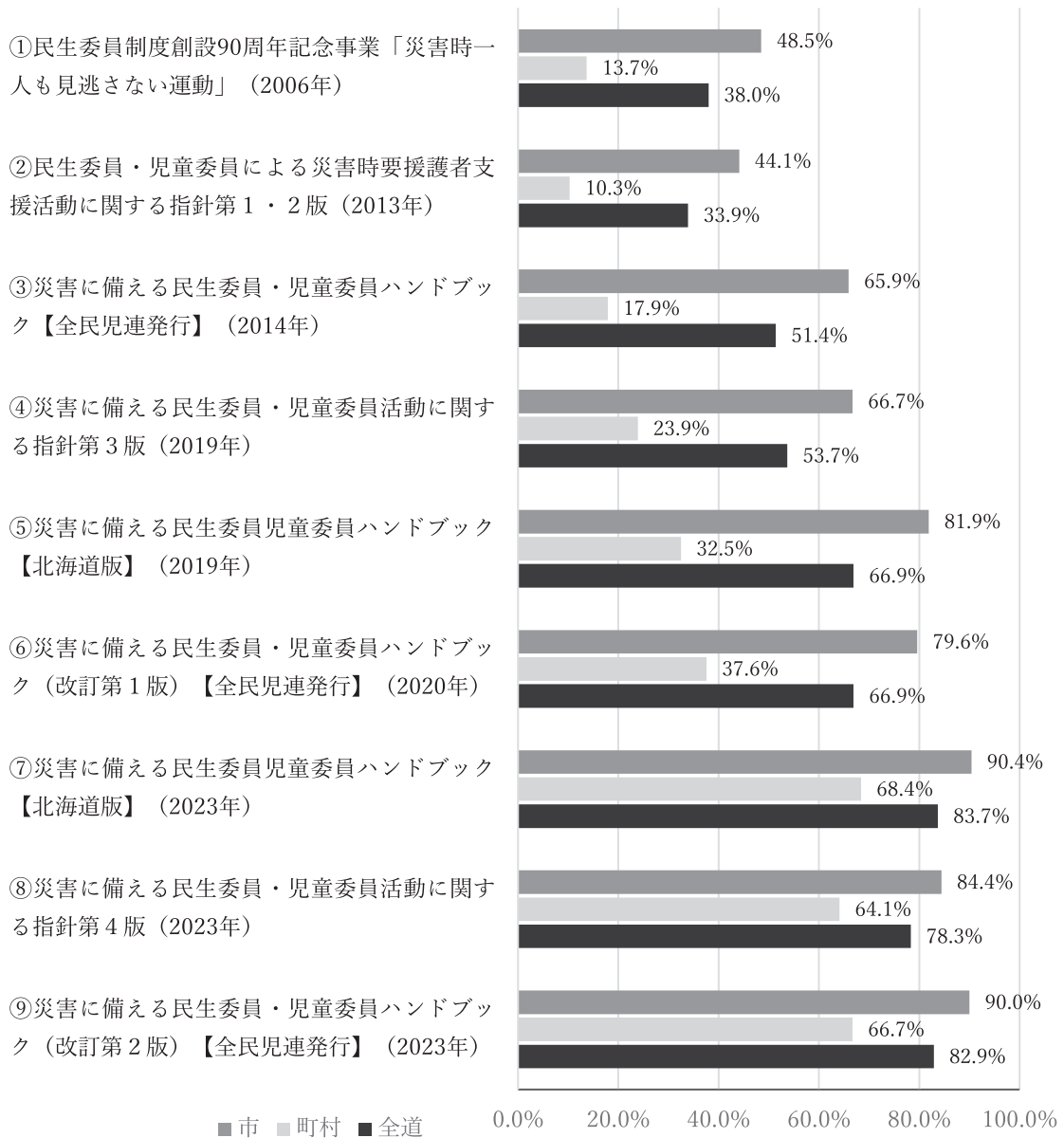
9 種類の資料のうち、「ア. 知っている」と答えた民児協は表 2-6-1 のとおりであり、最も認知されているのは「⑦災害に備える民生委員児童委員ハンドブック【北海道版】(2023 年)」であり、市域で 244 民児協 (90.4%)、町村域で 80 民児協 (68.4%)、全道では 324 民児協 (83.7%) でした。

①各刊行物等の認知度

表 2-6-1 各刊行物等の認知（「知っている」）状況（n=387）

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①民生委員制度創設 90 周年記念事業「災害時一人も見逃さない運動」(2006 年, 全民児連)	131	48.5%	16	13.7%	147	38.0%
②民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針第 1・2 版 (2013 年, 全民児連)	119	44.1%	12	10.3%	131	33.9%
③災害に備える民生委員・児童委員ハンドブック (2014 年, 全民児連)	178	65.9%	21	17.9%	199	51.4%
④災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針第 3 版 (2019 年, 全民児連)	180	66.7%	28	23.9%	208	53.7%
⑤【北海道版】災害に備える民生委員児童委員ハンドブック (2019 年, 道民児連)	221	81.9%	38	32.5%	259	66.9%
⑥災害に備える民生委員・児童委員ハンドブック (改訂第 1 版) (2020 年, 全民児連)	215	79.6%	44	37.6%	259	66.9%
⑦【北海道版】災害に備える民生委員児童委員ハンドブック (2023 年, 道民児連)	244	90.4%	80	68.4%	324	83.7%
⑧災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針第 4 版 (2023 年, 全民児連)	228	84.4%	75	64.1%	303	78.3%
⑨災害に備える民生委員・児童委員ハンドブック (改訂第 2 版) (2023 年, 全民児連)	243	90.0%	78	66.7%	321	82.9%

図2-6-1 各刊行物等の認知（「知っている」）状況



②市域と町村域の認知度の差異

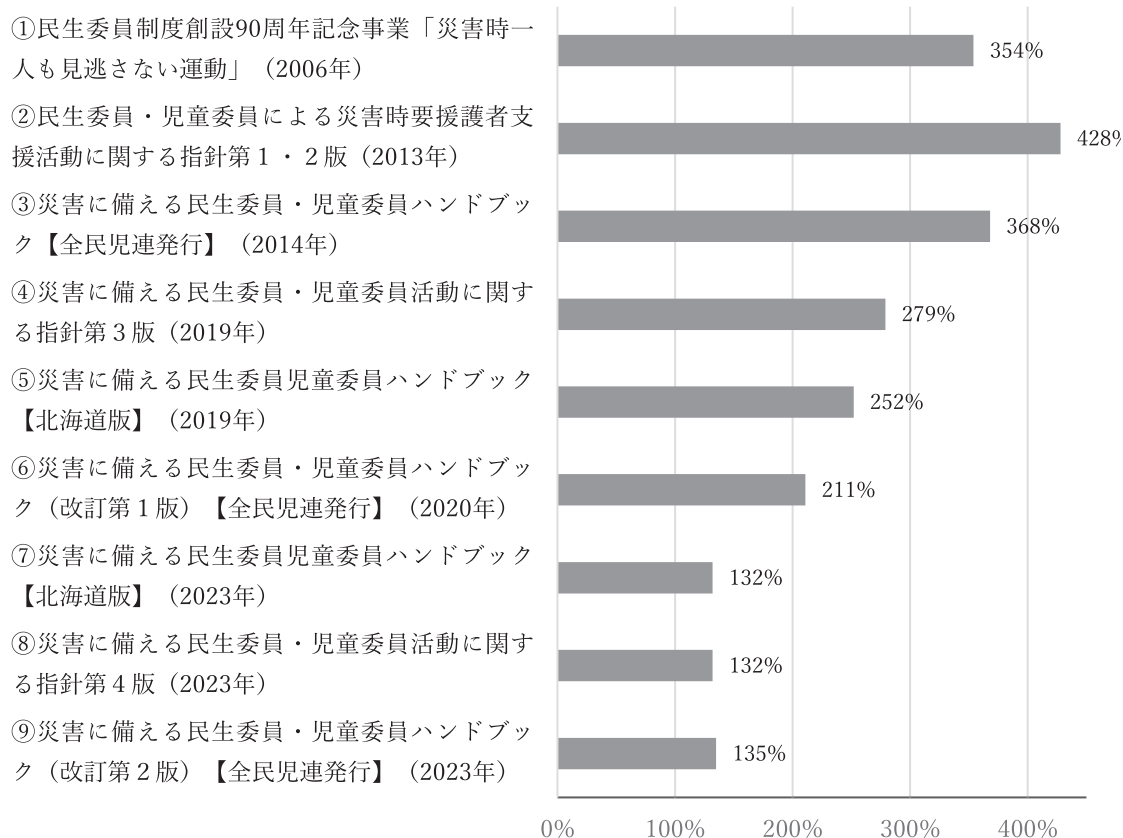
本調査では、9種類の資料全てにおいて、市域と町村域の民児協においては認知度に大きな差があることがわかりました。最も差があったのは「②民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針第1・2版（2013年）」で約4.28倍。最も差が少なかったのは「⑦【北海道版】災害に備える民生委員児童委員ハンドブック（2023年，道民児連）」「⑧災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針第4版（2023年，全民児連）」で約1.32倍の差がありました。

9種類の資料全体では、認知度の平均値が市域で72.4%、町村域で37.2%、差は1.94倍でした。

表2-6-2 市域と町村域の認知度の差異

区分	市域	町村域	差
①民生委員制度創設90周年記念事業「災害時一人も見逃さない運動」(2006年, 全民児連)	48.5%	13.7%	3.54倍
②民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針第1・2版(2013年, 全民児連)	44.1%	10.3%	4.28倍
③災害に備える民生委員・児童委員ハンドブック(2014年, 全民児連)	65.9%	17.9%	3.68倍
④災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針第3版(2019年, 全民児連)	66.7%	23.9%	2.79倍
⑤【北海道版】災害に備える民生委員児童委員ハンドブック(2019年, 道民児連)	81.9%	32.5%	2.52倍
⑥災害に備える民生委員・児童委員ハンドブック(改訂第1版)(2020年, 全民児連)	79.6%	37.6%	2.11倍
⑦【北海道版】災害に備える民生委員児童委員ハンドブック(2023年, 道民児連)	90.4%	68.4%	1.32倍
⑧災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針第4版(2023年, 全民児連)	84.4%	64.1%	1.32倍
⑨災害に備える民生委員・児童委員ハンドブック(改訂第2版)(2023年, 全民児連)	90.0%	66.7%	1.35倍
平均	72.4%	37.2%	1.94倍

図2-6-2 市域と町村域の認知度の差異(町村域を1とした場合の市域の取組)



③認知している資料の数

9種類の資料のうち、認知している資料の数を調査したところ、9種類すべてを認知しているのは100民児協(25.8%)であり、4民児協のうち1民児協程度の割合でした。また、9種類すべての認知をしていないのは40民児協(10.3%)であり、10民児協に1民児協の割合でした。

表2-6-3 認知している資料の数

区分	市		町村		全道	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
0一つも認知していない(0.0%)	10	2.6%	30	7.8%	40	10.3%
1つ(11.1%)	2	0.5%	5	1.3%	7	1.8%
2つ(22.2%)	11	2.8%	8	2.1%	19	4.9%
3つ(33.3%)	21	5.4%	30	7.8%	51	13.2%
4つ(44.4%)	14	3.6%	10	2.6%	24	6.2%
5つ(55.6%)	22	5.7%	3	0.8%	25	6.5%
6つ(66.7%)	34	8.8%	13	3.4%	47	12.1%
7つ(77.8%)	36	9.3%	6	1.6%	42	10.9%
8つ(88.9%)	30	7.8%	2	0.5%	32	8.3%
9つ全て(100.0%)	90	23.3%	10	2.6%	100	25.8%
合計	270	69.8%	117	30.5%	387	100.0%

また、各資料を認知している回答者が他の資料をどの程度認知しているのか、その割合を分析した結果が表2-6-4であり、作成年が古い資料を認知している回答者ほどその後発行されている新しい資料の理解があり、作成年が新しい資料を認知している回答者でも作成年が古い資料に対する認知は減少する傾向が見られました。

表2-6-4 認知している資料の状況

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
①災害時一人も見逃さない運動(2006)		74.1	91.8	85.0	96.6	93.2	97.3	93.2	95.9
②要援護者支援活動に関する指針第1・2版(2019)	83.2		96.2	96.2	98.5	94.7	98.5	95.4	96.2
③全民児連ハンドブック(2014)	67.8	63.3		83.4	97.0	92.0	97.0	88.4	94.5
④災害に備える活動に関する指針第3版	60.1	60.6	79.8		97.6	93.8	98.1	96.6	98.1
⑤【北海道版】ハンドブック(2019)	54.8	49.8	74.5	78.4		91.9	97.7	88.0	93.8
⑥全民児連ハンドブック改訂第1版(2020)	52.9	47.9	70.7	75.3	91.9		97.3		96.5
⑦【北海道版】令和4年度版ハンドブック(2023)	44.1	39.8	59.6	63.0	78.1	77.8		89.5	94.4
⑧災害に備える活動に関する指針第4版(2023)	45.2	41.3	58.1	66.3	75.2	77.6	95.7		97.0
⑨全民児連ハンドブック改訂第2版(2023)	43.9	39.3	58.6	63.6	75.7	77.9	95.3	91.6	

7 災害に備える民生委員児童委員活動についての取り組みや意見

本調査の設問 16 の取り組みや意見を自由に記載する項目には、68 件の記載がありました。

これらについて ChatGPT を用いて以下のとおり分析と要約を行いました。

1 調査結果の概要

本調査の自由記述からは、各地区における災害への備えや民生委員活動の状況について、多様な意見が寄せられた。全体として、災害への意識は一定程度高まりつつあるものの、地域によって取組状況に差があり、行政・町内会との連携や役割の整理などに課題があることが明らかとなった。

2 主な意見の傾向

(1) 災害に対する危機意識

- 多くの地区では「これまで大きな災害が少ない地域である」という認識から、災害への危機感が比較的低いとの意見が見られた。
- 一方で、近年の地震や全国的な災害の多発を受け、危機感を持ち始めているとの声もあり、研修や学習を通じて意識向上を図ろうとする動きも確認された。
- また、過去の災害経験や停電などを契機に、防災に関する学習会や意見交換を行い、地域の課題を再確認している地区も見られた。

(2) 行政・町内会との連携

- 多くの回答で、行政・町内会との連携について課題が指摘された。主な意見としては次のようなものがある。
 - ◇ 行政から民児協への情報提供や依頼が少ない
 - ◇ 災害時の情報共有体制が明確でない
 - ◇ 町内会主体の防災体制となっており、民生委員の関与が十分ではない
- 町内会との関係については、民生委員が町内会役員を兼ねている場合は情報共有が進んでいる一方で、町内会によって取組の差が大きいとの指摘もあった

(3) 民生委員の役割の整理

- 災害時における民生委員の役割については、明確な整理が必要との意見が多く見られた。
- 特に、次の事柄などが十分共有されていないとの指摘があった。
 - ◇ 避難行動要支援者への対応範囲
 - ◇ 行政・町内会・社会福祉協議会との役割分担
 - ◇ 災害時の具体的な行動指針
- また、「災害時一人も見逃さない運動」の理念についても、委員への負担が大きくなるのではないかという懸念の声が挙げられている。

(4) 災害に関する研修・取組

- 多くの地区において、防災に関する研修や学習会が実施されていることが確認された。
- 主な取組としては次のとおりである。
 - ◇ 防災士や行政職員による講話
 - ◇ 避難所運営ゲーム（Do はぐ）
 - ◇ 防災センターや防災施設の見学
 - ◇ 段ボールベッド体験などの避難所体験
 - ◇ 防災ハンドブックを活用した勉強会
- これらの活動により、防災意識の向上や知識の習得が図られているものの、実際の災害対応体制の整備までには至っていない地区も多い状況である。

(5) 民生委員の高齢化

- 自由記述の中では、民生委員の高齢化に関する課題も多く指摘された。
- 主な意見としては以下の3点などがあり、災害時には民生委員自身も被災者となり得ることから、「まずは自分と家族の安全確保を最優先とする」という考え方が多く共有されている。
 - ◇ 委員の平均年齢が高い
 - ◇ 歩行が困難な委員もいる
 - ◇ 災害時の安否確認や避難誘導が困難な場合がある

3 今後の課題

自由記述の内容から、今後の主な課題として次の6点が挙げられる。

1. 行政・民児協・町内会の連携体制の強化
2. 災害時における民生委員の役割の明確化
3. 避難行動要支援者への支援体制の整理
4. 個別避難計画の作成や活用の推進
5. 研修・学習機会の継続的な実施
6. 民生委員の負担軽減と現実的な活動体制の構築

4 まとめ

本調査の結果から、災害に備えた民生委員活動については、研修や学習などを通じて意識の向上は図られているものの、地域全体としての体制整備や関係機関との連携には課題が残されていることが明らかとなった。

今後は、行政・町内会・社会福祉協議会など関係機関との連携を強化するとともに、災害時における民生委員の役割を整理し、委員の負担にも配慮した実効性のある体制づくりを進めていくことが重要である。

まとめ 災害に備える民生委員児童委員協議会活動（組織の取組）

本調査の「はじめに（P28）」でも記載しましたが、災害に備える民生委員児童委員活動のはじまりは民生委員制度創設 90 周年事業でした。それから 20 年の時を経て、現在では民生委員制度創設 110 周年を迎えようとしています。

この 20 年の間にも、東日本大震災、熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年台風 19 号、令和 2 年 7 月豪雨、令和 6 年能登半島地震に代表される大規模災害が発生し、国は災害の教訓を踏まえて度重なる災害関連法の改正を行ってきました。これにあわせて全民児連の指針なども適宜修正されてきましたが、法定単位民児協の組織的な災害対応が求められ続けています。

民生委員法第 24 条各号に規定されている民生委員協議会の任務について例を挙げると次のとおりです

一 民生委員が担当する区域又は事項を定めること

例：災害により欠員となった地域を委員全体でカバーするようにした

二 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。

例：災害ボランティアセンターにニーズ票を届けるよう民児協で申し合わせた

三 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること

例：避難行動要支援者名簿の非同意者名簿の取り扱いについて行政と協議した

四 必要な資料及び情報を集めること

例：災害時の民生委員協議会の役割について、被災経験のある民児協を視察した

五 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること

例：災害に備えるハンドブックを用いた研修会を実施した

六 その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること

例：所属する民生委員に対し、ホイッスルや非常持ち出し品の整備・配布を行った

これらの他、被災した住民のニーズを取りまとめ行政等の支援機関に具申することなど、同第 24 条第 2 項に規定される「意見具申のはたらき」を果たすことも考えられます。

20 年を超えた「災害に備える民生委員児童委員活動」について、改めて所属する民生委員とともに過去の資料などを学び合い、どの程度の取組が講じられているか確認作業を進めましょう。そうした学びの場に行政関係者を招聘することも効果的です。

I 所属区域の概況

設問1 高齢者や障がい者など災害時における避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成が自治体において努力義務化されていますが、あなたの民児協はその作成に協力をしていますか。【ひとずつだけ○】

※「個別避難計画」とは
災害が発生した時、あるいは発生するおそれが生じた時に、避難行動要支援者一人ひとりに対しての避難を支援することができるよう、本人の状況や避難先、避難を支援する住民などを記載したもので、災害対策基本法第49条の14に基づき、市町村の努力義務とされているものです。

- ア. 協力している
- イ. 協力していない
- ウ. 自治体で作成をしていない
- エ. その他（ ）

設問2 あなたの民児協では、平時において、個別避難計画作成以外に行政及び関係機関から災害に関する協力要請を受けているものはありますか。【該当するすべてに○】

- ア. 啓発活動（防災チラシの配布等）
- イ. 防災関係研修会への参加要請
- ウ. 防災訓練の参加依頼
- エ. 避難所運営への協力依頼
- オ. 災害ボランティアセンター・社会福祉協議会との連携
- カ. 防災会議の委員としての参加
- キ. 防災士や防災マスター等の資格取得
- ク. 特になし
- ケ. その他（ ）

No.	コード
-----	-----

※道民児連記入欄

令和7年度災害に備える民児協組織体制整備に関する調査

調査票①【単位民児協用】

市町村	単位民児協名
-----	--------

【調査票の回答方法について】

- ・設問にご不明な点がありましたら、道民児連（担当：田中）までお問い合わせください。
北海道民生委員児童委員連盟 Tel. 011-261-2181 / E-mail k.tanaka@dominijiren.or.jp
- ・提出方法により回答する調査票の形態が異なりますので、下記①、②のいずれかにて回答をお願いいたします。

回答方法	① 郵送 【紙媒体】	② Web サイトへのアップロード 【電子媒体】
記入・入力について	本調査票へ直接記入してください。	本調査票への記入ではなく、別途エクセル様式をご使用ください。様式は各市町村民児協事務局へダウンロード場所のご案内をしておりますので、お問い合わせいただき様式を取ってください。
提出方法	同封の返信用封筒により下記へご返送ください。なお、返信用封筒には 本調査票以外の書類は絶対に入れないでください。 回答後の提出先《業務委託先》 〒004-0022 札幌市厚別区厚別南2丁目7-28 一般社団法人ウエルビーデザイン	エクセル様式内にアップロード（提出）先のURLを記載していただきますので、入力・保存済エクセル様式のアップロードをお願いします。なお、アップロードする際の留意事項につきましては、エクセル様式内に記載しておりますので、ご確認のうえご提出願います。
提出期日	令和7年7月18日(金) ※必着	

II 地域との連携

設問3 あなたの民児協は地区で実施する防災訓練等に参加していますか。

【ひとつだけに○】

- ア. 参加している
- イ. 参加していない
- ウ. その他 ()

設問4 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する町内会、消防団、NPO 団体などの自主防災組織（災害対策基本法第5条2において規定）等が中心となり定める「地区防災計画」において、民生委員児童委員の位置付けについて明記されていますか。【ひとつだけに○】

※「地区防災計画」とは
市町村の全域を対象範囲として行政が作成する「地域防災計画」とは異なり、市町村内の特定地区の地域住民や事業者が災害時に自助や共助、公助による防災活動を行うための計画です。

- ア. 明記されている
- イ. 明記されていない
- ウ. 地区防災計画が定められていない
- エ. わからない
- オ. その他 ()

設問5 あなたの民児協は自主防災組織と連携を取っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 連携している
- イ. 連携していない
- ウ. その他 ()

III 要援護者等の個人情報管理

(保管・管理方法)

設問6 あなたの民児協では「災害時要援護者台帳」や「避難行動要支援者名簿」等の保管及び更新方法について、きちんと定めていますか。【それぞれひとつに○】

①個人情報の保管方法	定めている ・ 定めていない
②個人情報の更新方法	定めている ・ 定めていない

(関係機関等との情報共有)

設問7 市町村から提供される名簿や個別避難計画について、誰が対象者情報を住民に提供するのかわや、避難所の避難者名簿の開示・提供について、平時に市町村と関係者・関係機関において情報共有をしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 情報共有している
- イ. 情報共有していない
- ウ. その他 ()

(名簿等の第三者提供不同意者への対応)

設問8 平時に民生委員児童委員等に提供される避難行動要支援者名簿や個別避難計画に関する情報は、民生委員児童委員等への情報提供に同意した人のみを対象となるため、本人の同意がない場合は提供されません。このことについて、あなたの民児協では行政と情報提供不同意者への対応について申し合わせをしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 申し合わせしている
- イ. 申し合わせしていない
- ウ. わからない
- エ. その他 ()

IV 平時における体制整備

(発災時の行動原則)

設問9 災害に備える民生委員児童委員活動の基本的な考え方の中に「災害が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保が最優先」を周知徹底するように伝えているところです。このことについて、あなたの民児協においても所属委員に対しあらかじめ周知徹底をしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 周知徹底している
- イ. 周知徹底していない
- ウ. その他 ()

(発災時の委員間の連絡方法等)

設問10 発災時における委員間の連絡方法等について、あなたの民児協ではあらかじめ申し合わせや設定をしていますか。【それぞれひとつだけに○】

内 容	申し合わせの有無
①連絡網の作成	している ・ していない
②LINE等SNSの活用	している ・ していない
③集会所や集合時間の事前設定	している ・ していない
④その他 ()	している ・ していない

(発災後の民生委員としての活動)

設問11 あなたの民児協では発災後における要保護者における要保護者の安否確認の時期や結果の報告等についてあらかじめ申し合わせをしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 申し合わせをしている
- イ. 申し合わせをしていない
- ウ. その他 ()

(発災後の民児協運営方針)

設問12 あなたの民児協では発災後、民児協機能回復へ向け、臨時定例会の開催についてあらかじめ申し合わせをしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 申し合わせしている
- イ. 申し合わせしていない

(発災後の行政との連携方針)

設問13 あなたの民児協では行政からの要請事項に対する事前申し合わせや共有を行っていますか。【それぞれひとつだけに○】

内 容	申し合わせや共有の有無
①市町村行政との避難所避難者情報の共有	している ・ していない
②避難所運営への協力	している ・ していない
③避難行動要支援者の安否確認や支援方針等	している ・ していない
④その他 ()	している ・ していない

(発災後の社会福祉協議会との連携方針)

設問14 あなたの民児協では災害ボランティアセンターや社会福祉協議会との連携、協力内容等について事前に申し合わせを行っていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 申し合わせしている
- イ. 申し合わせしていない

V 災害に備える民生委員児童委員ハンドブックの活用状況

設問 15 あなたの民児協における、民生委員児童委員ハンドブックの活用をしていますか。【ひとつだけに○】

	ア. よくしている	イ. わりとしている	ウ. あまりしていない	エ. していない
①定例会等での活用	ア	イ	ウ	エ
②災害に備える民生委員児童委員活動の基本的な考え方（3項目）の読み合わせおよび意識共有 ※ハンドブックP. 7	ア	イ	ウ	エ
③災害に備える民生委員活動10か条の読み合わせおよび意識共有 ※ハンドブックP. 9	ア	イ	ウ	エ

※ハンドブック = 災害に備える民生委員児童委員ハンドブック【令和4年度版】

VI その他

設問 16 災害に備える民生委員児童委員活動について、あなたの民児協での取り組みやその他ご意見等がありましたらご自由にお書きください。

※空欄の場合は、「特になし」として集計いたします。

VII さいごに

設問 17 全国民生委員児童委員連合会では東日本大震災をはじめ自然災害が相次ぐなか、平成 25 年に「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」をまとめ、以後、改訂を図ってきました。それ以前にも民生委員制度創設 90 周年記念事業として「災害時一人も見逃さない運動」を展開し、民生委員に対して周知を行ってきました。

また、本連盟においても北海道独自の「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」を発行し、道内の民生委員に周知を図り、災害時の基本的な活動の考え方について普及・啓発をしています。

あなたは以下の取り組み等についてどの程度知っていますか。

【回答者の属性を選択】【それぞれひとつだけに○】

回答者 (いずれかに○)	民児協役員	事務局職員
内容		有 無
①民生委員制度創設 90 周年記念事業「災害時一人も見逃さない運動」(2006 年)		知っている ・ 知らない
②民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針第 1・2 版(2013 年)		知っている ・ 知らない
③災害に備える民生委員・児童委員ハンドブック【全民児連発行】(2014 年)		知っている ・ 知らない
④災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針第 3 版(2019 年)		知っている ・ 知らない
⑤災害に備える民生委員児童委員ハンドブック【北海道版】(2019 年)		知っている ・ 知らない
⑥災害に備える民生委員・児童委員ハンドブック(改訂第 1 版)【全民児連発行】(2020 年)		知っている ・ 知らない
⑦災害に備える民生委員児童委員ハンドブック【北海道版】(2023 年)		知っている ・ 知らない
⑧災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針第 4 版(2023 年)		知っている ・ 知らない
⑨災害に備える民生委員・児童委員ハンドブック(改訂第 2 版)【全民児連発行】(2023 年)		知っている ・ 知らない

調査2-2 市連合民児協に対する調査

はじめに

民生委員法においては、厚生労働大臣の委嘱を受ける個々の民生委員の職務（第14条）と区域内の民生委員で構成する民生委員協議会（第20条）、さらに民生委員協議会の任務（第24条）について規定されています。単位民児協が「法定単位民児協」とも呼ばれるのは民生委員法で規定されている組織であるからです。

そのため、これまで全民児連で作成している各種の指針等においては、市連合民児協に対する取組方法を定めたものはほとんどなく、「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針（民生委員・児童委員による災害時要援護者避難支援活動に関する指針）改訂第4版」（以下「活動指針【第4版】」という）に定められる災害に備える民生委員・児童委員活動10か条の第5条「民児協の方針を組織として決定し、行政や住民等にも周知する」および、2025（令和7）年3月に全民児連（総務部会・地域福祉推進部会）が作成した「全民児連災害発生時・発災後における委員の支援・フォローの実施に向けた民児協組織の機能・役割の発揮」については、具体的な取り組みに向けた5つの共通視点（以下参照）が定められ、このうち、3と5の2つの視点には「市連合」が果たす役割について記載されています。

1. 発災直後の委員間の連絡や集約（安否確認）方法やタイミング
2. 避難所運営協力や行政・社協等への協力方針、要援護者等における具体的な支援等の実施方針、またそのタイミング
3. 災害発生後における定例会（会議）の開催方針やタイミング
4. 広域避難による避難先や避難元での委員活動の課題を含め、心身の負担や活動の困りごとに対する民児協としてのフォローのあり方
5. 災害発生時の各レベル（単位民児協、市区町村、都道府県・指定都市ごと）の連絡・情報共有ルールのあり方（情報の混乱、被災地の負担感を防ぐ情報共有ルートの統一など）

本調査（調査2-2 市連合民生委員児童委員協議会）においては、調査2-1（単位民生委員児童委員協議会）と同様に各種の資料を踏まえた解説を加えて報告します。

回答者の属性

本調査は、道内の27市連合民児を対象に実施し、25市連合民児協の皆さまにご協力いただきました。

区分	調査対象市連合数	回答済み市連合数	回答率
市連合民児協	27	25	92.6%

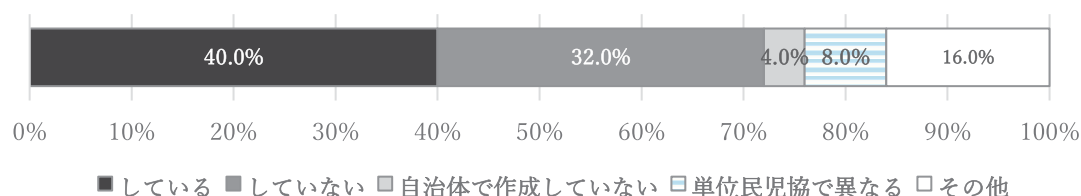
1 所属区域の現況

1) 避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、協力しているか

表3-1-1 個別避難計画の作成協力 (n=25)

区分	回答数	割合
ア. 協力している	10	40.0%
イ. 協力していない	8	32.0%
ウ. 自治体で作成をしていない	1	4.0%
エ. 単位民児協により対応が異なる	2	8.0%
オ. その他	4	16.0%
合計	25	100.0%

図3-1-1 個別避難計画の作成協力



【解説】

※ 調査2「単位民児協に対する調査, 1 所属区域の概況について, 1) 避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、協力しているか否か」の解説 (P30~31) を参照

本調査では、市連合民児協が個別避難計画の作成に関し、「ア. 協力している」は40.0%、「イ. 協力していない」は32.0%でした。

「エ. 単位民児協により対応が異なる」については、一部の民児協であっても協力している状況がわかります。

「オ. その他」では、「現在協議中であることや協力要請がない」、「計画作成について見直しをしている」などの記載があり、実質的に協力していない状況であることがわかりました。

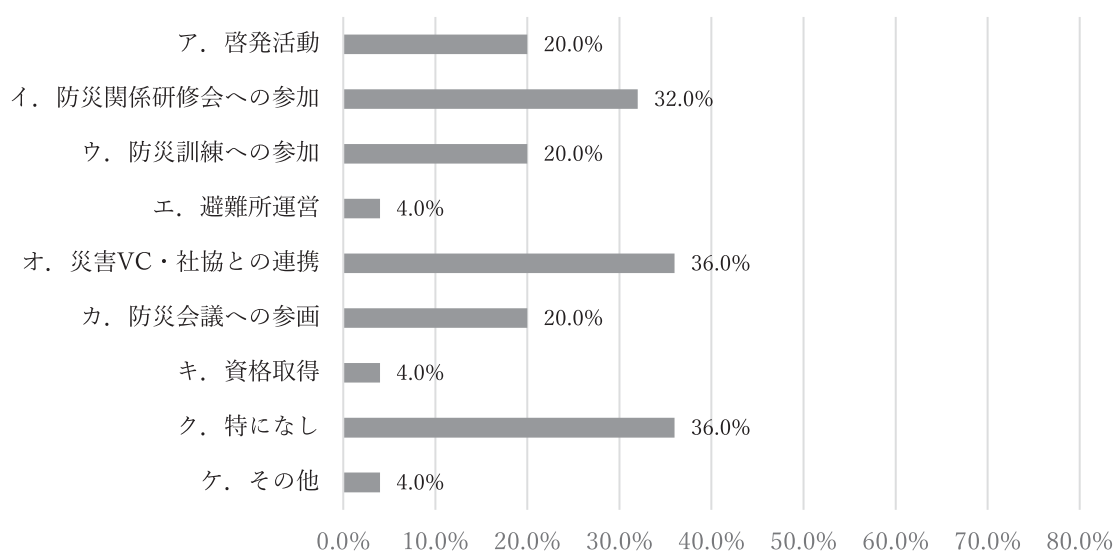
これらを整理すると、何らかの協力をしている (ア+エ) は12件48.0%、協力していない (イ+オ) は12件48.0%であり、市連合における個別避難計画の作成協力については結果が分かれませんでした。

2) 行政及び関係機関から協力要請を受けているもの【複数回答】

表3-1-2 協力要請を受けているもの (n=25)

区分	回答数	割合
ア. 啓発活動	5	20.0%
イ. 防災関係研修会への参加要請	8	32.0%
ウ. 防災訓練の参加依頼	5	20.0%
エ. 避難所運営への協力依頼	1	4.0%
オ. 災害ボランティアセンター・社会福祉協議会との連携	9	36.0%
カ. 防災会議の委員としての参画	5	20.0%
キ. 防災士等の資格取得	1	4.0%
ク. 特になし	9	36.0%
ケ. その他	1	4.0%

図3-1-2 協力要請を受けているもの



【解説】

※ 調査2「単位民児協に対する調査, 1 所属区域の概況について, 2) 行政及び関係機関から協力要請を受けているもの」の解説 (P32) を参照

本調査では、市連合民児協が個別避難計画の作成以外に行政から協力要請を受けている活動等について、最も多かったのが「オ. 災害ボランティアセンター・社会福祉協議会との連携」36.0%、次いで「イ. 防災関係研修会への参加要請」32.0%でした。

一方、「ク. 特になし」と答えたのは36.0%であり、市ごとに差が大きいことがわかりました。

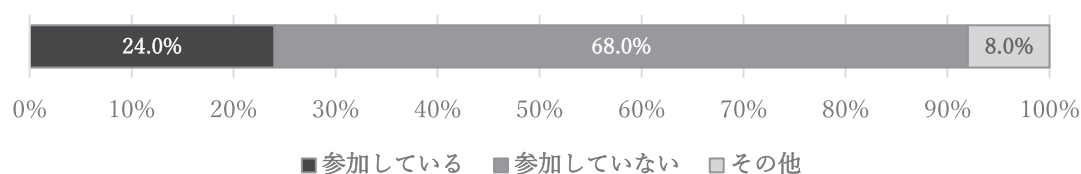
2 地域との連携について

1) 防災訓練等への参加状況

表3-2-1 防災訓練等への参加状況 (n=25)

区分	回答数	割合
ア. 参加している	6	24.0%
イ. 参加していない	17	68.0%
ウ. その他	2	8.0%
合計	25	100.0%

図3-2-1 防災訓練等への参加状況



【解説】

※ 調査2「単位民児協に対する調査, 2 地域との連携について, 1) 防災訓練等への参加状況」の解説 (P34) を参照

本調査では、市連合民児協が防災訓練等に「ア. 参加している」は24.0%で、1/4程度の割合でした。一方、「イ. 参加していない」は68.0%であることがわかりました。

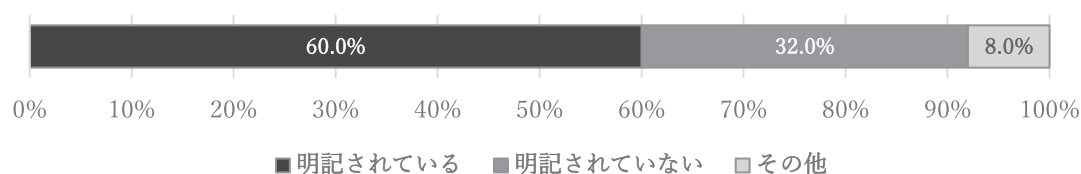
「ウ. その他」の2件の記述は、「防災会議委員の委嘱を受けた委員が参加」、「依頼があれば参加する」というものでした。

2) 地区防災計画における民生委員の位置づけ

表3-2-2 地区防災計画における民生委員の位置づけ (n=25)

区分	回答数	割合
ア. 明記されている	15	60.0%
イ. 明記されていない	8	32.0%
ウ. その他	2	8.0%
合計	25	100.0%

図3-2-2 地区防災計画における民生委員の位置づけ



【解説】

※ 調査2「単位民児協に対する調査、2 地域との連携について、2) 地区防災計画における民生委員の位置づけ」の解説(P35)を参照

本調査では、市が定める地域防災計画において民生委員児童委員の位置づけが「ア. 明記されている」は60.0%で、「イ. 明記されていない」は32.0%でした。

「ウ. その他」の2件の記述には、「避難行動要支援者に関する章で、避難支援等関係者という定義付けをしている」と「現在策定中であり、明記される予定」との内容があり、いずれも「ア. 明記されている」につながる内容と受け取れました。

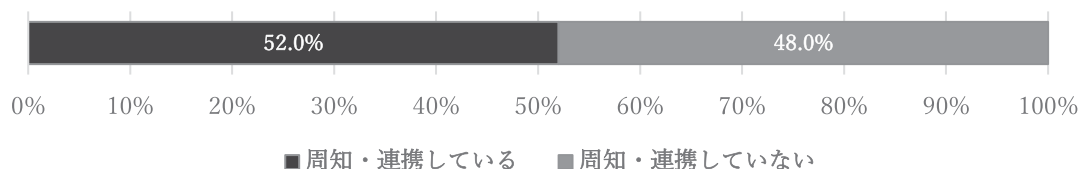
このことを踏まえると、17件(68.0%)、2/3程度が明記されていることとなります。

3) 行政に対する周知・連携の状況

表3-2-3 災害時の民生委員の役割等に関する周知・連携 (n=25)

区分	回答数	割合
ア. 周知・連携している	13	52.0%
イ. 周知・連携していない	12	48.0%
ウ. その他	0	0.0%
合計	25	100.0%

図3-2-3 災害時の民生委員の役割等に関する周知・連携



【解説】

活動指針【第4版】で定めている災害に備える民生委員・児童委員活動10か条の第5条は、「民児協の方針を組織として決定し、行政や住民等にも周知する」であり、定めた方針を市町村や社協等、関係機関に周知を図ることが期待されています。方針を決める際には、以下の7つの項目を参考に、会長のリーダーシップのもと、全委員が参加し、みんなの合意の上で定めることが大切であるとされています。

- ①発災時の行動原則
- ②発災時の委員間の連絡方法
- ③発災後の民生委員としての活動内容
- ④発災後の民児協運営の方針
- ⑤要援護者名簿や災害福祉マップの取り扱い
- ⑥災害に備えた備品の確保、委員の自宅の安全対策・備蓄、非常持ち出し袋の準備等
- ⑦発災後の関係機関・団体との連携方針

本調査では、市連合民児協が行政に対し、「ア. 周知・連携している」のは 52.0%で、「イ. 周知・連携していない」は 48.0%でした。

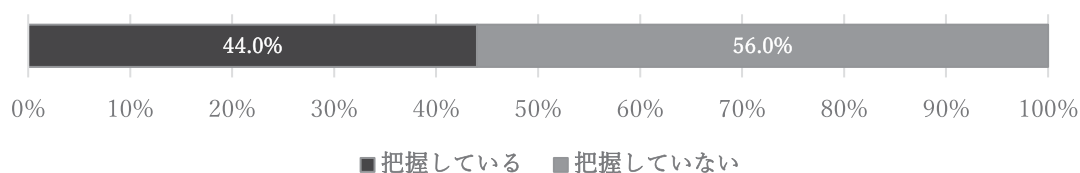
3 要援護者等の個人情報管理

1) 所属民児協の個人情報の管理方法についての把握

表3-3-1 個人情報の管理方法についての把握 (n=25)

区分	回答数	割合
ア. 把握している	11	44.0%
イ. 把握していない	14	56.0%
合 計	25	100.0%

図3-3-1 個人情報の管理方法についての把握



2) 「災害時要援護者台帳」や「避難行動要支援者名簿」等の個人情報の保管・管理方法の統一的な取り扱い方法を定めているか

表3-3-2 個人情報の保管方法に関する統一的な取り扱い方法 (n=25)

区分	回答数	割合
ア. 定めている	7	28.0%
イ. 定めていない	18	72.0%
合 計	25	100.0%

図3-3-2 個人情報の保管方法に関する統一的な取り扱い方法

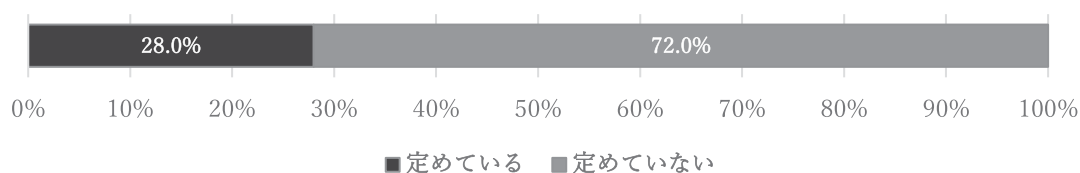
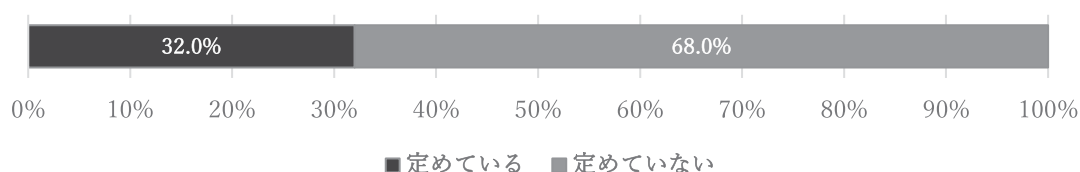


表3-3-3 個人情報の更新方法に関する統一的な取り扱い方法 (n=25)

区分	回答数	割合
ア. 定めている	8	32.0%
イ. 定めていない	17	68.0%
合 計	25	100.0%

図3-3-3 個人情報の更新方法に関する統一的な取り扱い方法



【解説】

※ 調査2「単位民児協に対する調査, 3 要援護者等の個人情報管理, 1)「災害時要援護者台帳」や「避難行動要支援者名簿」等の個人情報の管理・保管方法」の解説(P37～38)を参照

通常の民生委員児童委員活動における個人情報の管理方法については、基本的には単位民児協ごとにその方法が異なると思いますが、同一市にありながら単位民児協ごとにその方法が大きく異なることが無いように適宜対応が図られているのではないのでしょうか。

連合民児協としては、単位民児協ごとの取組を把握し、適切に対応ができるように必要に応じて行政に協力を求めるなどしながら対応を図ることが求められます。

本調査では、所属民児協ごとの個人情報の管理方法を「ア. 保管している」のは44.0%で、「イ. 把握していない」は56.0%でした。所属民児協の取組を把握している連合民児協は半数を満たしていませんでした。

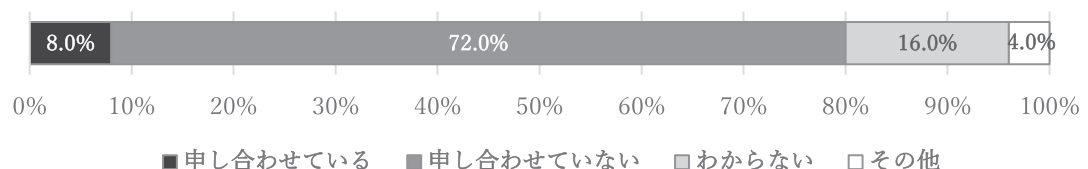
また、個人情報の保管方法に関し、連合民児協が統一的な取扱いを「ア. 定めている」のは28.0%で全体の1/3を下回っており、更に個人情報の更新方法に関し、連合民児協が統一的な取扱いを「ア. 定めている」のは32.0%であり、こちらも少数でした。

3) 避難行動要支援者名簿等の第三者提供不同意者への対応に関する申し合わせ

表3-3-4 申し合わせの状況 (n=25)

区分	回答数	割合
ア. 申し合わせをしている	2	8.0%
イ. 申し合わせをしていない	18	72.0%
ウ. わからない	4	16.0%
エ. その他	1	4.0%
合計	25	100.0%

図3-3-4 申し合わせの状況



【解説】

※ 調査2「単位民児協に対する調査, 3 要援護者等の個人情報管理, 3) 避難行動要支援者名簿等の第三者提供不同意者への対応に関する申し合わせ」の解説(P40)を参照

本調査では、連合民児協として市町村と不同意者への対応について、「ア. 申し合わせている」のは8.0%と少なく、「イ. 申し合わせていない」は72.0%で多数でした。

「エ. その他」の記述は、「町内会が担当し、それに対して協力している」でした。

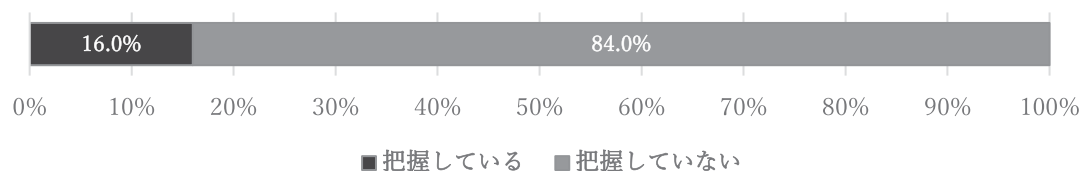
4 平時における体制整備

1) 所属民児協の災害に備えるための平時における体制整備の状況についての把握

表3-4-1 所属民児協の災害に備えるための平時における体制整備の状況についての把握 (n=25)

区分	回答数	割合
ア. 把握している	4	16.0%
イ. 把握していない	21	84.0%
合 計	25	100.0%

図3-4-1 所属民児協の災害に備えるための平時における体制整備の状況についての把握



【解説】

民生委員法に規定される民生委員児童委員協議会はあくまでも単位民児協を指し、連合民児協は法に基づく組織とは異なります。そのため、民生委員法第24条第2項に規定されるいわゆる「意見具申のはたらき」を果たすのも、あくまでも単位民児協の任務として位置づけられます。

しかし、市内に複数の民児協がある場合、それぞれの民児協の実態を連合民児協が把握し、意見や課題を集約することが効果的な「意見具申のはたらき」につながるものと考えます。

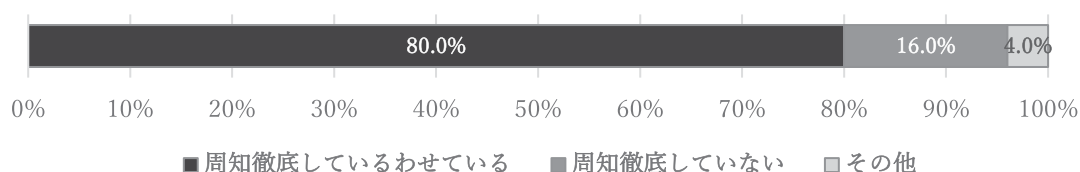
本調査では、連合民児協として所属民児協の災害に備えるための平時における体制整備の状況を「ア. 把握している」のは16.0%であり、「イ. 把握していない」は84.0%で多数でした。

2) 発災時の行動原則

表3-4-2 行動原則の周知徹底 (n=25)

区分	回答数	割合
ア. 周知徹底している	20	80.0%
イ. 周知徹底していない	4	16.0%
ウ. その他	1	4.0%
合 計	25	100.0%

図3-4-2 行動原則の周知徹底



【解説】

※ 調査2「単位民児協に対する調査，4 平時における体制整備，1）発災時の行動原則」の解説（P41）を参照

本調査では、連合民児協として所属民児協に対する行動原則の周知徹底について「ア. 周知徹底している」のは80.0%であり、「イ. 周知徹底していない」は16.0%でした。

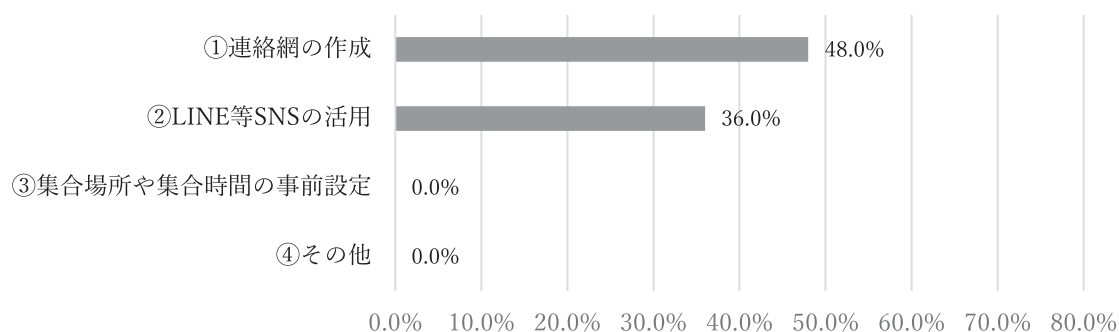
「ウ. その他」の記述は、「地区民児協役員が交代したあと、徹底され引継ぎされているか把握していない。」でした。

3) 発災時の所属民児協および委員間の連絡方法

表3-4-3 発災時の所属民児協および委員間の連絡方法（n=25）

区分		回答数	割合
①連絡網の作成	ア. している	12	48.0%
	イ. していない	13	52.0%
②LINE等SNSの活用	ア. している	9	36.0%
	イ. していない	16	64.0%
③集合場所や集合時間の事前設定	ア. している	0	0.0%
	イ. していない	25	100.0%
④その他	ア. している	0	0.0%
	イ. していない	0	100.0%
	無回答	25	100.0%

図3-4-3 発災時の所属民児協および委員間の連絡方法（していると答えた連合民児協の割合）



※ 調査2「単位民児協に対する調査，4 平時における体制整備，2）発災時の委員間の連絡方法」の解説（P41～45）を参照

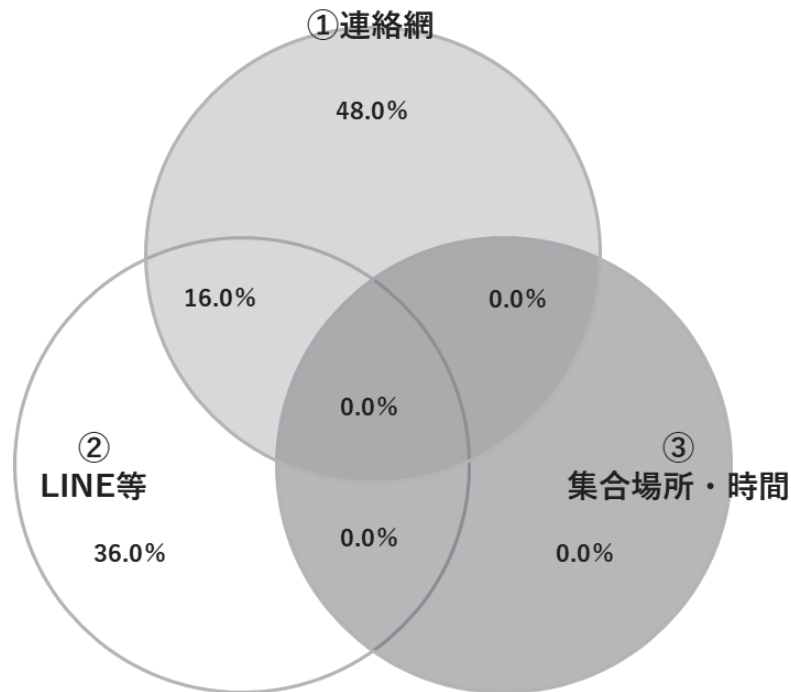
本調査の設問 11 では災害時の委員間の連絡方法等について、あらかじめ申し合わせや設定を行っている民児協の実態を把握しました。

このうち、複数の取組を講じている民児協は表 3-4-4 のとおりであり、①連絡網の作成と②LINE 等 SNS の活用の両方を設定している連合民児協が 4 件（16.0%）だったものの、これ以外は複数の取組を講じている民児協はありませんでした。

表 3-4-4 複数の取組を講じている民児協（n=25）

区分	回答数	割合
①連絡網の作成 × ②LINE の活用	4	16.0%
①連絡網の作成 × ③集合場所・時間の設定	0	0.0%
②LINE の活用 × ③集合場所・時間の設定	0	0.0%
①連絡網の作成 × ②LINE の活用 × ③集合場所・時間の設定	0	0.0%

図 3-4-4 複数の取組を講じている民児協

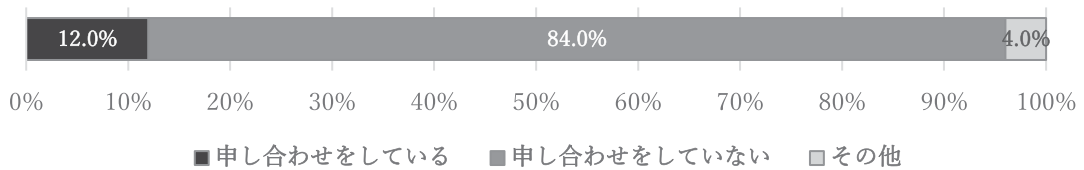


4) 発災後の連合民児協としての活動

表 3-4-5 発災後の安否確認の時期や結果の報告に関する申し合わせ（n=25）

区分	回答数	割合
ア. 申し合わせをしている	3	12.0%
イ. 申し合わせをしていない	21	84.0%
ウ. その他	1	4.0%
合計	25	100.0%

図3-4-5 発災後の安否確認の時期や結果の報告に関する申し合わせ



【解説】

活動指針【第4版】で定めている災害に備える民生委員・児童委員活動10か条の第8条は、「委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する」であり、そのためにも個々の民生委員の状態の把握が必要になります。

民生委員の安否確認は、その人数、また以後の活動の観点からも単位民児協ごとに行うことが適当とされています。そのうえで、単位民児協会長から連合民児協、さらには都道府県・指定都市民児協へと情報を集約していくことになるため、連合民児協は単位民児協会長と道民児連の連絡先の把握とともに、発災時の報告の内容と方法を事前に検討しておくことが重要です。

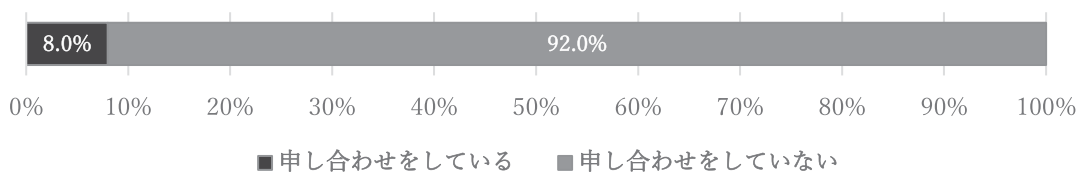
本調査では、発災後の安否確認の時期や結果の報告について、「ア. 申し合わせしている」連合民児協は12.0%で1/8程度でした。

5) 発災後の連合民児協の運営方針

表3-4-6 発災後の民児協機能の回復に向けた申し合わせ (n=25)

区分	回答数	割合
ア. 申し合わせをしている	2	8.0%
イ. 申し合わせをしていない	23	92.0%
合計	25	100.0%

図3-4-6 発災後の民児協機能の回復に向けた申し合わせ



【解説】

※ 調査2「単位民児協に対する調査, 4 平時における体制整備, 4) 発災後の民児協運営方針」の解説(P46)を参照

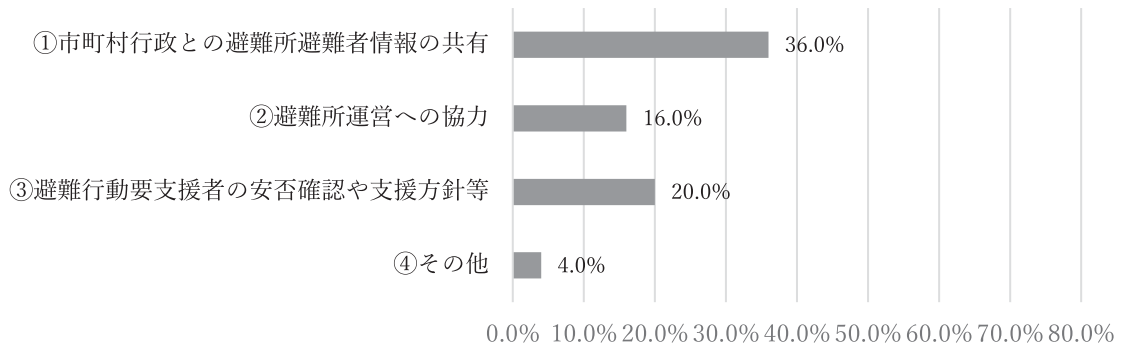
本調査では、発災時の民児協機能の回復に向けた臨時役員会の開催について「ア. 申し合わせしている」連合民児協は、8.0%で1/10以下でした。

6) 発災後の行政との連携方針

表3-4-7 行政からの要請事項に対する事前の申し合わせや共有 (n=25)

区分		回答数	割合
①市町村行政との避難所避難者情報の共有	ア. している	9	36.0%
	イ. していない	16	64.0%
②避難所運営への協力	ア. している	4	16.0%
	イ. していない	21	84.0%
③避難行動要支援者の安否確認や支援方針等	ア. している	5	20.0%
	イ. していない	20	80.0%
④その他	ア. している	1	4.0%
	イ. していない	0	0.0%
	無回答	24	96.0%

図3-4-7 行政からの要請事項に対する事前の申し合わせや共有（していると答えた連合民児協の割合）



【解説】

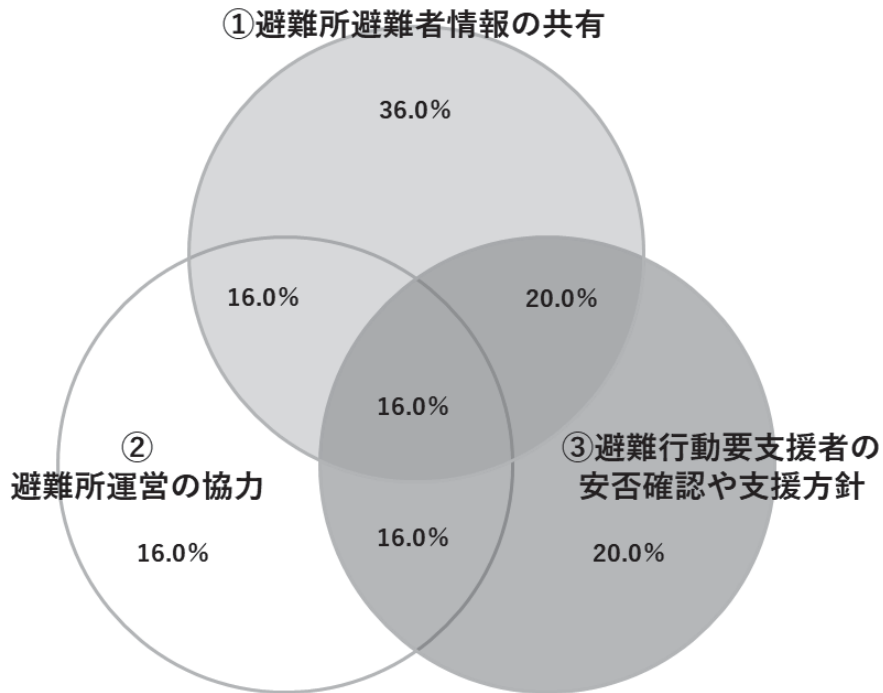
複数の取組を講じている民児協は表3-4-8のとおりであり、①行政との避難所避難者情報の共有、②避難所運営への協力、③避難行動要支援者の安否確認や支援方針等の3項目について「している」と答えた連合民児協が4件（16.0%）でした。

※ 調査2「単位民児協に対する調査, 4 平時における体制整備, 5) 発災後の行政との連携方針」の解説 (P47~48) を参照

表3-4-8 複数の取組を講じている民児協 (n=25)

区分	回答数	割合
①行政との避難所避難者情報の共有 × ②避難所運営への協力	4	16.0%
①行政との避難所避難者情報の共有 × ③避難行動要支援者の安否確認や支援方針等	5	20.0%
②避難所運営への協力 × ③避難行動要支援者の安否確認や支援方針等	4	16.0%
①行政との避難所避難者情報の共有 × ②避難所運営への協力 × ③避難行動要支援者の安否確認や支援方針等	4	16.0%

図3-4-8 複数の取組を講じている民児協

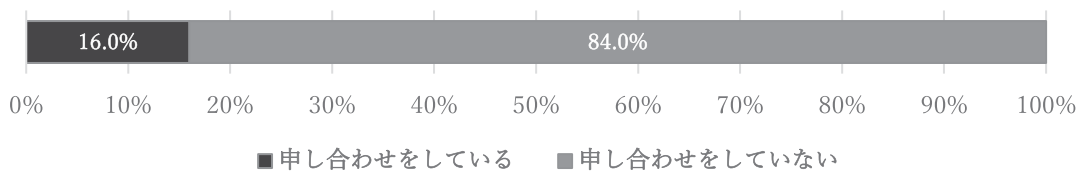


7) 発災後の社会福祉協議会との連携方針

表3-4-9 災害ボランティアセンター等への協力に関する申し合わせ (n=25)

区分	回答数	割合
ア. 申し合わせをしている	4	16.0%
イ. 申し合わせをしていない	21	84.0%
合計	25	100.0%

図3-4-9 災害ボランティアセンター等への協力に関する申し合わせ



【解説】

※ 調査2「単位民児協に対する調査, 4 平時における体制整備, 6) 災害ボランティアセンター等への協力に関する申し合わせ」の解説 (P50~51) を参照

本調査では、災害ボランティアセンターや社会福祉協議会との連携や協力内容に関して「ア. 申し合わせしている」連合民児協は16.0%で1/6程度でした。

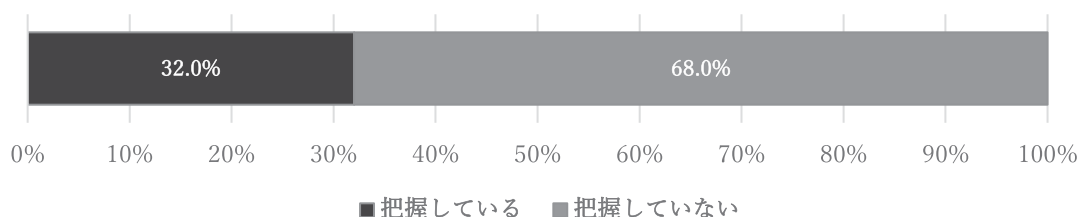
5 災害に備える民生委員児童委員ハンドブックの活用状況

1) 所属民児協のハンドブックの活用状況についての把握

表3-5-1 所属民児協のハンドブックの活用状況 (n=25)

区分	回答数	割合
ア. 把握している	8	32.0%
イ. 把握していない	17	68.0%
合 計	25	100.0%

図3-5-1 所属民児協のハンドブックの活用状況

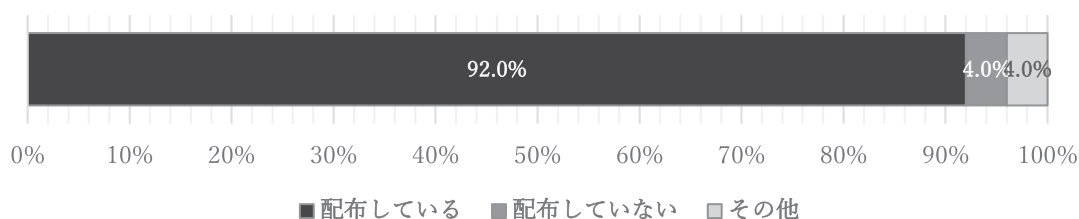


2) 所属民児協に対するハンドブックの配布状況についての把握

表3-5-2 所属民児協へのハンドブックの配布状況 (n=25)

区分	回答数	割合
ア. 配布している	23	92.0%
イ. 配布していない	1	4.0%
ウ. その他	1	4.0%
合 計	25	100.0%

図3-5-2 所属民児協のハンドブックの活用状況



【解説】

全民児連では、東日本大震災を踏まえて2012（平成24）年に作成された「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」の普及のため、翌2013（平成25）年に「災害に備える民生委員・児童委員ハンドブック」を作成し、全国の民生委員・児童委員に配布しています。その後、「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」の策定・修正にあたり同ハンドブックも改訂され、これら全国の民生委員・児童委員に配布されてきました。

【全民児連が策定する指針と全民児連が発行するハンドブックの関連性】

- 民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針第1・2版（2013年，全民児連）
 - 災害に備える民生委員・児童委員ハンドブック（2014年，全民児連）
- 災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針第3版（2019年，全民児連）
 - 災害に備える民生委員・児童委員ハンドブック（改訂第1版）（2020年，全民児連）
- 災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針第4版（2023年，全民児連）
 - 災害に備える民生委員・児童委員ハンドブック（改訂第2版）（2023年，全民児連）

一方、北海道においては平成30年北海道胆振東部地震の災害支援の取組から見えた課題と道民児連災害時対応ガイドラインの内容、全民児連が発行するハンドブックには記載されていない北海道特有の備えと対応を踏まえ、独自のハンドブックの作成を行い、道内の民生委員・児童委員に配布するほか、道民児連のウェブサイトで公表をしてきました。

【北海道におけるトピックスと道民児連が発行するハンドブックの関連性】

- 平成30年北海道胆振東部地震発生
 - 【北海道版】災害に備える民生委員児童委員ハンドブック（2019年，道民児連）
- 平成30年北海道胆振東部地震における被災者への長期的な生活再建支援の経験
 - 【北海道版】令和4年度版 災害に備える民生委員児童委員ハンドブック（2023年，道民児連）
- 災害対策基本法・災害救助法の大規模改正（2025年7月）
 - 【北海道版】令和7年度版 災害に備える民生委員児童委員ハンドブック（2023年，道民児連）

本調査では、連合民児協として道民児連が作成したハンドブックについて「ア. 配布握している」のは92.0%であり、「イ. 配布していない」は4.0%でした。

「ウ. その他」は、「新任委員分は前任者から引き継いでいる」との回答であり、実態としては「配布している」ことになるため、96.0%が配布していることがわかりました。

6 その他

- 1) 連合民児協における「災害に備える民生委員児童委員活動」やその他の意見等
 - 要支援者については、行政から町会への連絡となっています。町会から民生委員へ協力依頼が来る場合もありますが、基本的には民生委員としての対応を優先しています。
 - 本調査の設問に回答することにより、まったくと言っていいほど災害に備えていないことが分かりました。その整備を進めていきたいと思えます。
 - 年1回、市防災計画に基づき土砂災害訓練（情報伝達訓練など）に参加。地区会長・市・事務局のグループLINEを立ち上げ、連絡体制を整えている。
 - 市民生委員児童委員協議会独自の大規模非常災害発生時の行動指針及び大規模非常災害発生時の心得を策定し、全員に配布。今年度中にハンドブックを作成する予定である。
 - 今回のこの調査に回答しながら、当市は災害が少ないこともありますが、危機感が薄いと改めて感じ、反省している所です。今後の大きな課題であり、市連合民児協として積極的に取り組まなければいけないと思っています。
 - 当市は、過去大きな災害が無いことから、市民（民生委員児童委員含む）の災害についての意識が薄く、過去には「防災部会」設置の検討はされましたが、当時の委員からは災害が少ないという意見があり、部会設置の話も立ち消えになってしまいました。
 - 災害が無い街とは言え、万が一災害が発生した場合の事を考え、一斉改選後再度災害時の活動について考える必要があると考えております。"
 - 当市は地域防災計画を策定中であり個別避難計画については民児協に協力要請を出さず、自庁で把握している情報を使用していることから、発災後の申し合わせ等の詳細の取組みについては途上中であるが、災害に備える民生委員活動10か条の1~2条を徹底のうえ、自身と家族の安全が確保された後に、自治体から情報提供依頼等があれば適宜対応するという大まかな動きについては相互に確認済み。
 - 避難者行動要支援者名簿の取り扱いや保管更新については、市役所の民生委員担当課が統一したルールを決めて取り扱っています。また、民児連は避難者行動要支援者名簿以外の名簿の基本的な取り扱いについて周知しています。
 - 地区民児協（部会）により、部会日時や研修案内、不審者情報等含めたLINE連絡を災害時にも役立てるといふ所があります。
 - どこまでハンドブックの内容を理解、確認、活用しているのか把握していないが地区民児協では、災害に関する学習会を開催して災害に備える意識を高めています。

まとめ 災害に備える市連合民児協活動（広域的な取組）

本調査の「はじめに（P67）」でも記載したように、これまで全民児連で作成している各種の指針等においては、市連合民児協に対する取組方法を定めたものはほとんどありませんが、平時には、日ごろの市連合民児協の役割・機能を活かし、各法定単位民児協が行う「災害に備える民生委員児童委員活動」を推進する取組を行うとともに、災害時には各法定単位民児協の活動を支援し、市域全体での民生委員児童委員活動を間接的に支えることができるように準備を進めておくことが大切です。

近年は激甚・広域化する災害が増えており、北海道においても日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震とそれに伴って生じる津波のリスクが高まっています。もちろんこの地震・津波の影響を受ける太平洋沿岸の市町村のみならず、日本海沿岸やオホーツク海沿岸でも地震や津波のリスクがあるほか、内陸にあっても天塩川、石狩川、十勝川、空知川など河川の氾濫により広範囲での浸水被害が想定されるほか、有珠山などに代表される火山噴火による長期避難など災害のリスクが数多く存在しています。

東日本大震災のみならず、平成30年7月豪雨災害や令和6年能登半島地震などの特定非常災害においては、住み慣れた地域を離れ、一時的あるいは長期的な避難生活を送る「広域避難者」が発生します。東日本大震災では道内124市町村に3,220人の避難者を受け入れ、2025（令和7）年12月現在でも41市町村で避難の受け入れを継続しています。

平成30年7月豪雨災害の被害を受けた岡山県倉敷市では、1,000世帯ほどが隣接する他市町村に広域避難をしましたが、その後の生活状況の把握や支援に困難が生じたため、被災者の受け入れ自治体および民生委員児童委員の協力を得て現住地における支援を継続する取組を行いました。

市連合民児協においては、被害の発生した地域から市内の比較的被害が少なかった地域への移動や民間賃貸住宅の多い地域への市内転居が発生することが見込まれます。元の居住地で民生委員児童委員の支援を受けていた市民が転居した際にも、現住地を担当する民生委員児童委員による継続的な支援が受けられる体制づくりに向け、次の2つのことについて検討を行うことが求められます。

①各法定単位民児協との連携方法の確立と対応内容の検討

例：災害発生時の連絡方法の確立と臨時会議の緊急開催

災害が発生した場合の民児協間の応援・受援のあり方の検討

②行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター等との協議

例：市内の民生委員児童委員に対する災害時あるいは災害に備えた活動の役割協議

災害発生時における転居者や広域避難者に対する対応方法の検討

No.	コード
-----	-----

※道民児連記入欄

令和7年度災害に備える民児協組織体制整備に関する調査
調査票②【市連合民児協用】

市連合民児協名	
---------	--

【調査票の回答方法について】

- ・設問にご不明な点がありましたら、道民児連（担当：田中）までお問い合わせください。
北海道民生委員児童委員連盟 Tel. 011-261-2181 / E-mail k.tanaka@domini.jiren.or.jp
- ・提出方法により回答する調査票の形態が異なりますので、下記①、②のいずれかにて回答をお願いいたします。

回答方法	①郵送 【紙媒体】	②Web サイトへのアップロード 【電子媒体】
記入・入力 について	本調査票へ直接記入してください。	本調査票への記入ではなく、別途エクセル様式をご使用ください。様式は各市町村民児協事務局へダウンロード場所のご案内をしておりますので、お問い合わせいただき様式を取得ください。
提出方法	同封の返信用封筒により下記へご返送ください。なお、返信用封筒には 本調査票以外の書類は絶対に入れないでください。 回答後の提出先 《業務委託先》 〒004-0022 札幌市厚別区厚別南2丁目7-28 一般社団法人ウエルビーデザイン	エクセル様式内にアップロード（提出）先のURLを記載していただきますので、入力・保存エクセル様式内のアップロードをお願いします。なお、アップロードする際の留意事項につきましては、エクセル様式内に記載しておりますので、ご確認のうえご提出願います。
提出期日	令和7年7月18日(金) ※必着	

I 所属区域の概況

設問1 高齢者や障がい者など災害時における避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成が自治体において努力義務化されていますが、貴市連合民児協はその作成に協力をしていますか。【ひとつだけに○】

※「個別避難計画」とは

災害が発生した時、あるいは発生するおそれが生じた時に、避難行動要支援者一人ひとりに対しての避難を支援することができるよう、本人の状況や避難先、避難を支援する住民などを記載したもので、災害対策基本法第49条の14に基づき、市町村の努力義務とされているものです。

- ア. 協力している
- イ. 協力していない
- ウ. 自治体で作成をしていない
- エ. 単位民児協により対応が異なる
- オ. その他（ ）

設問2 貴市連合民児協では、平時において、個別避難計画作成以外に行政及び関係機関から災害に関する協力要請を受けているものはありますか。下記の中から該当する項目すべてに○をつけてください。

- ア. 啓発活動（防災チラシの配布等）
- イ. 防災関係研修会への参加要請
- ウ. 防災訓練の参加依頼
- エ. 避難所運営への協力依頼
- オ. 災害ボランティアセンター・社会福祉協議会との連携
- カ. 防災会議の委員としての参画や推薦依頼
- キ. 防災士や防災マスター等の資格取得
- ク. 特になし
- ケ. その他（ ）

II 地域との連携

設問3 貴市連合民児協は自治体で実施する防災訓練等に参加をしていますか。

【ひとつだけに○】

- ア. 参加している
- イ. 参加していない
- ウ. その他 ()

設問4 災害による被害を軽減し、住民の生命や財産を守ることを目的として、行政が作成する「地域防災計画」において、民生委員児童委員の位置付けについて明記されていますか。

【ひとつだけに○】

- ア. 明記されている
- イ. 明記されていない
- ウ. その他 ()

設問5 貴市連合民児協では行政に対し、災害時における民生委員の役割等について周知や連携をしていますか。

【ひとつだけに○】

- ア. 周知・連携している
- イ. 周知・連携していない
- ウ. その他 ()

III 要援護者等の個人情報管理

(所属民児協の状況把握)

設問6 貴市連合民児協では所属民児協の個人情報管理方法について把握をしていますか。下記の中から該当する項目ひとつだけに○をつけてください。

- ア. 把握している
- イ. 把握していない

(保管・管理方法)

設問7 貴市連合民児協では「災害時要援護者台帳」や「避難行動要支援者名簿」等の保管方法や更新方法について、所属民児協に対し統一した取り扱い方法を定めていますか。下記①、②の中から該当する項目をひとつだけに○をつけてください。

①個人情報の保管方法	定めている ・ 定めていない
②個人情報の更新方法	定めている ・ 定めていない

(名簿等の第三者提供不同意者の対応)

設問8 平時に民生委員児童委員等に提供される避難行動要支援者名簿や個別避難計画に関する情報は、民生委員児童委員等への情報提供に同意した人のみが対象となるため、本人の同意がない場合は提供されません。こうした情報提供者の不同意者の取り扱いについて、災害対策基本法では、災害の発生が差し迫っている場合や現に発生をしている場合に、本人の同意がなくても支援に必要な範囲で提供が可能としています。このことについて、貴市連合民児協では行政と不同意者との対応について申し合わせをしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 申し合わせしている
- イ. 申し合わせしていない
- ウ. わからない
- エ. その他 ()

IV 平時における体制整備

(所属民児協の状況把握)

設問 9 貴市連合民児協では所属民児協の災害に備えるための平時における体制整備の状況について把握をしていますか。【ひととだけ〇】

- ア. 把握している
- イ. 把握していない

(発災時の行動原則)

設問 10 災害に備える民生委員児童委員活動の基本的な考え方の一つに「災害が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保が最優先」を周知徹底するよう伝えているところですか。このことについて、貴市連合民児協において所属民児協に対しあらかじめ周知徹底をしていますか。【ひととだけ〇】

- ア. 周知徹底している
- イ. 周知徹底していない
- ウ. その他 ()

(発災時の委員間の連絡方法)

設問 11 発災時における所属民児協および委員間の連絡方法等について、貴市連合民児協ではあらかじめ申し合わせや設定をしていますか。【それぞれひととだけ〇】

内 容	申し合わせの有無
①連絡網の作成	している ・ していない
②LINE等SNSの活用	している ・ していない
③集合場所や集合時間の事前設定	している ・ していない
④その他 ()	している ・ していない

(発災後の民生委員としての活動内容)

設問 12 貴市連合民児協では発災後に委員間での安否確認や活動内容等を報告してもらうなど所属民児協と申し合わせをしていますか。【ひととだけ〇】

- ア. 申し合わせをしている
- イ. 申し合わせをしていない
- ウ. その他 ()

(発災後の民児協運営方針)

設問 13 貴市連合民児協では発災後、民児協機能回復へ向け、臨時役員会の開催についてあらかじめ申し合わせをしていますか。【ひととだけ〇】

- ア. 申し合わせしている
- イ. 申し合わせしていない

(発災後の行政との連携方針)

設問 14 貴市連合民児協では行政からの要請事項に対する事前申し合わせや共有を行っていますか。【それぞれひととだけ〇】

内 容	申し合わせや共有の有無
①市町村行政との避難所避難者情報の共有	している ・ していない
②避難所運営への協力	している ・ していない
③避難行動要支援者の安否確認や支援方針等	している ・ していない
④その他 ()	している ・ していない

(発災後の社会福祉協議会との連携方針)

設問 15 貴市連合民児協では災害ボランティアセンターや社会福祉協議会との連携、協力内容について事前に申し合わせを行っていますか。該当する項目はひととだけ〇をつけてください。

- ア. 申し合わせしている
- イ. 申し合わせをしていない

V 災害に備える民生委員児童委員ハンドブックの活用状況

(所属民児協の状況把握)

設問 16 貴市連合民児協では所属民児協のハンドブックの活用状況について把握をしていますか。【ひとつだけに○】

- ア. 把握している
- イ. 把握していない

(ハンドブックの配付状況)

設問 17 道民児連では、欠員や事務局の学習教材として、要望に応じてハンドブックを随時提供しています。貴市連合民児協ではハンドブックの配付をしていますか。

【ひとつだけに○】

- ア. 配付している
- イ. 配付していない
- ウ. その他 ()

VI その他

設問 18 災害に備える民生委員児童委員活動について、貴市連合民児協での取り組みやその他ご意見等がありましたらご自由にお書きください。

※空欄の場合は、「特になし」として集計いたします。

令和7年度

災害に備える民生委員児童委員活動
および民児協組織体制整備に関する調査

調査報告書

発行日 令和8年3月
発行 公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道立道民活動センター4階
電話(011) 261-2181

この報告書は赤い羽根共同募金の助成金を受けて作成しています。

